

# 決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 土居 昌弘

## 1 日 時

令和2年10月12日（月） 午前10時00分から  
午後 2時55分まで

## 2 場 所

本会議場

## 3 出席した委員の氏名

土居昌弘、森誠一、志村学、清田哲也、阿部長夫、衛藤博昭、鴛海豊、三浦正臣、  
嶋幸一、阿部英仁、浦野英樹、木田昇、藤田正道、馬場林、尾島保彦、玉田輝義、  
平岩純子、河野成司、猿渡久子、末宗秀雄

## 4 欠席した委員の氏名

御手洗吉生

## 5 出席した委員外議員の氏名

大友栄二、井上明夫、守永信幸、戸高賢史、堤栄三

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

生活環境部長 高橋基典、教育長 工藤利明 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第99号議案令和元年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。  
詳細については、別紙「会議の概要及び結果」のとおり。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

|          |          |      |
|----------|----------|------|
| 議事課委員会班  | 副主幹      | 白岩賢一 |
| 議事課委員会班  | 課長補佐（総括） | 富高德己 |
| 議事課委員会班  | 副主幹      | 矢野順子 |
| 議事課議事調整班 | 主査       | 吉野美穂 |

# 決算特別委員会次第

日時：令和2年10月12日（月）10：00～

場所：本会議場

## 1 開 会

## 2 部局別決算審査

### （1）生活環境部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

### （2）教育委員会

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

## 3 その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**土居委員長** ただいまから、本日の委員会を開きます。

この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は、生活環境部及び教育委員会の部局別審査を行います。

これより、生活環境部関係の審査に入ります。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、生活環境部長及び関係課室長の説明を求めます。

**高橋生活環境部長** それでは、初めに昨年度の決算特別委員会において御指摘のあった案件について、措置状況を御報告します。

平成30年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の13ページを御覧ください。(3)個別事項についての③産業廃棄物処理対策についてです。

県内の最終処分場については、この5月に新たに1事業者に設置を許可したところであり、今後は今年度見直し予定の大分県廃棄物処理計画において諸課題の対応策を検討するとともに、事業者による産業廃棄物の排出抑制やリサイクル促進の取組を支援する循環社会推進加速化事業などの実施により、残余容量の確保に努めていきます。

また、産業廃棄物監視員による立入調査や地下水の水質検査等による産業廃棄物処理施設への監視指導を徹底するとともに、必要に応じて周辺環境の影響調査を行い、引き続き産業廃棄物の適正処理の確保に取り組んでいきます。

さらに、最終処分場を設置しようとする事業者は、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例の規定に基づき、事前に関係住民に対し説明会を開催することとなっていることから、本条例に基づく手続等を通じて、住民の不安解消・不信感の除去に努めていきます。

続いて14ページをお願いします。④動物愛護協働推進事業についてです。

まず、資料に誤記があったので訂正します。措置結果の冒頭、猫の引取頭数との記述は、猫の処分頭数の誤りです。

措置状況ですが、令和元年度の猫の処分頭数は2,134頭で、平成30年度の1,646頭から増加しました。これは開設した動物愛護センターへの県民の期待から、持込みが増えたためだと思われます。

猫の殺処分頭数については、増加したものの、譲渡頭数が前年度と比較し、約50%増加したことから殺処分率は約10%の減少となっています。今年度の動物愛護センターでの猫の譲渡頭数は、7月までで前年の約3倍と増加しており、引き続き動物愛護教育など、適正飼養について啓発を行っていきます。

猫不妊去勢手術補助事業については、市町村に事業化の働きかけを行った結果、令和元年度は新たに竹田市が事業を開始することとなりました。

また、当面の取組として、動物愛護センターにおいて無料の不妊去勢手術を新たに開始しました。これは市町村が窓口となり、地域ボランティア等が捕獲した飼い主のいない猫を動物愛護センターに持ち込み、手術後は地域に返すものです。

今後はこの取組を周知し、地域住民と市町村との連携を図り、県内各地で補助事業を実施できる環境づくりを促進していきます。

次に、生活環境部の全般的な決算内容について御説明します。

令和元年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の107ページをお開きください。令和元年度歳出決算総括表です。

決算の総額ですが、表の一番下の欄の歳出合計を御覧ください。予算現額117億1,168万円に対して、支出済額が114億104万2,762円、翌年度繰越額が1億7,526万1千円、不用額が1億3,537万6,238円となっているので、予算現額と支出済額と

の比較は、3億1,063万7,238円となっています。

決算全般事項については以上です。

続いて、令和元年度における主要な施策の成果について、生活環境部関係の主要な事業を御説明します。

お手元の資料の大分県長期総合計画の実施状況について、主要な施策の成果（事務事業評価）（令和元年度実績）58ページをお開きください。一番下のおおいたジオパーク推進事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は県内ジオパークの魅力を発信するとともに、地元自治体が行う受入体制の整備等を支援するものです。昨年度は、日本ジオパーク全国大会や、県内県外交流研修等を開催しました。

事業の成果や今後の方針ですが、地元ガイドや観光関係者等が中心となって、新たなジオツアーが企画されるなど、受入体制の整備が進んだことにより目標を上回っています。令和3年度のジオパーク再認定に向けて、引き続き来訪者に対する受入体制の整備や調査研究成果の共有など、課題の改善に向けた支援を進めていきます。

次に、64ページをお開きください。一番下の海岸漂着物地域対策推進事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は海岸の景観や環境を保全するため、プラスチックや流木等の海岸漂着ごみの回収・処分を行うものです。県の委託事業による海岸漂着物の回収や、市町村に対する補助を実施しました。

事業の成果や今後の方針ですが、災害起因の漂着物撤去を除く、恒常的な海岸環境保全を目的とした事業実施により目標を達成しています。災害時の迅速な対応に努めるとともに、内陸部の住民も巻き込んだ恒常的な海岸保全活動の取組も進めていきます。

次に、68ページを御覧ください。一番上の気候変動対策推進事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業はCO2削減に向け、家庭・業務・運輸部門への対策と、気候変動の影響への適応策を推進するも

のです。事業所や家庭向け省エネ診断やエコドライブの普及など運輸部門のCO2削減対策とあわせ、気候変動の影響についての県民向けパンフレットを作成しました。

事業の成果や今後の方針ですが、CO2オフセットトライや、県民総参加のうつくし作戦など温暖化防止に向けた多くの県民の取組もある一方で、温暖化の影響により、真夏日が増加しており、冷房の使用機会が増えたことなどが影響し、目標は達成できませんでした。地球温暖化対策地域協議会や地球温暖化防止活動推進員と連携したさらなる啓発活動により、取組を着実に実施するとともに、地球温暖化の影響に対しての適応策についても取組を進めていきます。

次に、90ページを御覧ください。3番目のおおいたHACCPトータル支援事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は食の安全・安心を確保するための国際的衛生管理手法であるHACCPの導入・定着に向け支援を行うものです。ワークショップ型のセミナーによる衛生管理計画の作成支援や個別指導等を実施しました。

事業成果や今後の方針ですが、セミナーの参加者に対し、その場で衛生管理計画の作成を支援するなどの取組を進めたことで、HACCPを導入した事業者数は目標を上回りました。今年度はコロナの影響により講習会が思うように開催できない状況もありましたが、今後は、3密を避けるため、少人数のセミナー開催や個別指導を行うとともに、インターネットを利用したシステムの活用により、令和3年6月までに県内全ての食品取扱事業者へのHACCPの導入を進めていきます。

次に、99ページを御覧ください。一番上の女性に対する暴力防止推進事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業はDV・性暴力などの女性に対する暴力をなくすため、啓発や研修、被害者の方への中長期的な支援を行うものです。性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターの運営や、民間シェルター等への財政支援を実施しました。

事業の成果や今後の方針ですが、被害者支援

に携わる人材育成を行うためのDV・性暴力相談員等研修参加者数は目標を上回りました。切れ目のない支援を実施するため、民間団体も含めた関係機関との連携強化とともに、社会的に弱い立場の方々に寄り添い解決につなげるため、相談しやすい体制づくりを進めていきます。

次に、128ページを御覧ください。2番目の市町村避難所運営等支援事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は迅速かつ確かな避難者支援及び住民主体の避難所運営を実現するため、避難所運営体験訓練を通じて、マニュアルの作成や運営の核となるリーダー育成を推進するものです。

事業の成果や今後の方針ですが、市町村避難所運営マニュアルについては現在全ての市町村で策定済みですが、昨年度中は17団体で策定しました。

今後とも、さらなる地域防災力の強化に向けて、引き続き市町村と連携し、避難所運営能力の向上に向けた取組を進めていきます。

一番下の地震・津波等防災・減災対策推進事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は県民の安全・安心の確保を図るため、市町村や自主防災組織が行う地域の防災活動や避難所の機能強化等に要する経費に対して支援するものです。

事業の成果や今後の方針ですが、市町村を直接訪問して事業の活用促進を図ることにより、12市町が本事業を活用した防災訓練や資機材の整備実施につながり、目標を達成となりました。

引き続き、市町村訪問を行うとともに、市町村が実施する防災・減災対策におけるニーズを捉えながら補助対象経費等の検討を行うなどより一層の活用促進を図っていきます。

次に、232ページを御覧ください。女性の活躍推進事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は女性の活躍を図るため、経済団体等と連携し企業に対して登用促進や働きやすい環境づくり等に取り組むものです。そのため、企業へのコンサ

ルタントの派遣やトップセミナーなどを開催し、女性の活躍推進に取り組みました。

事業の成果や今後の方針ですが、コンサルタントの派遣や優良事例等の紹介を通じて、女性の活躍推進に対する企業の意識・意欲が向上し、女性の活躍を宣言する企業が増加し目標を上回りました。

県では、昨年度末に女性の活躍に向け女性が輝くおおいたアクションプランを新たに作成しました。推進体制として、官民から成る女性が輝くおおいた推進会議で業界ごとの課題を分析し、実効性のある施策展開となるよう引き続き取り組んでいきます。

次に、278ページを御覧ください。一番下の私立学校ICT教育環境整備促進事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は私立学校のICT教育環境整備を促進するため、学校法人が行うICT機器の整備に要する経費に対し助成するものです。

事業の成果や今後の方針ですが、平成29年度から令和元年度までの3か年事業として、国庫補助に対する県費の上乗せ補助を行い、電子黒板等の整備を進めたことにより、目標を達成しました。

今回のコロナ禍でも改めてWeb教育の重要性は認識されたところです。令和2年度予算においても私立学校へのタブレット導入支援を進めています。引き続きその活用能力の向上も含め、私立学校のICT教育の支援を進めていきます。

続いて、令和元年度の行政監査の結果の概要について御説明します。

お手元の資料、令和元年度行政監査・包括外部監査の結果の概要の1ページをお開きください。

令和元年度行政監査結果の概要については、決算特別委員会初日に総務部長から御説明しました。

行政監査及び包括外部監査については、当部は該当ありませんでした。

私からの説明は以上です。その他の事業については各課室長から説明しますので、よろしく

お願いします。

**河野生活環境企画課長** それでは、生活環境部関係の歳入決算額の前算に対する増減額や不用額及び収入未済額について、お手元の資料、決算附属調書により、生活環境企画課から一括して御説明します。

なお、歳出の事業別決算額の主なものについては、お手元の一般会計及び特別会計決算事業別説明書により、各課から順次御説明します。

まず、歳入決算額の前算に対する増減額について、決算附属調書の3ページをお願いします。

表中の左、科目欄一番上の手数料一つ目、保健環境手数料の増収となったものの衛生免許試験その他手数料292万2,540円です。

これは、産業廃棄物関連の許可申請件数が見込みを上回ったことによるものです。

次に、科目欄の国庫負担金の三つ目、教育費国庫負担金の減収となったものの二つ目、高等学校等就学支援金負担金344万7,873円については、私立高等学校等就学支援事業費が見込みを下回ったことによるものです。

次に、4ページをお願いします。科目欄二つ目、保健環境費国庫補助金のうち、減収となったものの次のページ一番上、自然環境整備交付金5,387万9千円については、久住山避難小屋整備工事等の令和2年度への繰越明許等によるものです。

次に、7ページをお願いします。教育費国庫補助金のうち、増収となったものの一つ目、私立学校運営費補助金685万8千円については、国の交付額が見込みを上回ったことによるものです。

次に、10ページをお願いします。科目欄の基金繰入金のうち、下から五つ目の産業廃棄物税基金繰入金2,043万1,074円については、産業廃棄物処理施設等監視指導事業費で実施した、不法投棄防止に必要なフェンス設置工事の入札残等により見込みを下回ったため、取崩し額が減少したものです。

次に、12ページをお願いします。科目欄の一番上、受託事業収入の二つ目、その他受託事業収入の増収となったもののうち衛生試験検査

事業分251万8,400円は、衛生環境研究センターで行う各種試験検査業務の受託件数が見込みを上回ったことによるものです。

次に、不用額の主なものについて御説明します。

16ページをお願いします。表中左の科目欄一番上の防災総務費3,447万6,516円は、地震・津波等防災・減災対策推進事業費の市町村からの補助金の申請が見込みを下回ったことによるもの、科目欄の中ほど、児童福祉費のうち四つ目、女性青少年対策費777万2,591円は、女性に対する暴力防止推進事業費の委託料等が見込みを下回ったことによるものです。

次に、17ページをお願いします。科目欄の中段、薬務生活衛生費のうち、一つ目の薬務生活衛生総務費258万8,576円は、小規模給水施設水源確保等支援事業費での市町村に対する補助金が見込みを下回ったことによるもの、環境保全費のうち、二つ目の環境整備指導費2,692万1,908円は、廃棄物不法投棄防止対策事業費での不法投棄廃棄物の撤去費用等に対する補助金などが見込みを下回ったことによるものです。

次に、収入未済額の主なものについて御説明します。

24ページをお願いします。科目欄の雑入に係る収入未済額として、次のページ課名欄一つ目、循環社会推進課分2億1,458万9,403円です。

これは、日出町真那井の産廃処分場、竹田市直入町の廃プラスチック撤去及び杵築市日野の産廃処分場に係る行政代執行経費の残額並びに環境保全協力金の未収額です。事業者の支払能力不足等により収入未済となっているものです。

今後も引き続き事業者の収入状況を注視しながら、鋭意代執行経費の返済を求めるとともに、環境保全協力金についても、厳しく納付を求めていきます。

決算附属調書による生活環境部関係についての説明は以上です。

お手元の令和元年度一般会計及び特別会計決

算事業別説明書をお願いします。

生活環境企画課関係について御説明します。

109ページをお開きください。第6目交通対策費の一つ目、おこさず・あわず・事故ゼロ運動推進事業費決算額570万3,551円です。

この事業は、交通事故のない安全で安心な社会の実現に向け、県民総ぐるみ運動として四季の交通安全運動を実施するとともに、企業や学校などの各種研修会に交通安全教育講師を104回派遣し、7,218人に対して、交通安全思想の啓発を行ったものです。

111ページをお願いします。第6目衛生環境研究センター費の事業説明欄の二つ目、運営費決算額1億2,200万5,766円です。

この事業は、センターの運営及び残留農薬や感染症などの保健衛生並びに水質やPM2.5などの環境保全に関する試験検査に要した経費です。

**都甲うつくし作戦推進課長** うつくし作戦推進課関係について御説明します。

113ページをお願いします。第2目公害対策費の上から二つ目、CO2オフセットトライ事業費決算額870万1,115円です。

この事業は、ラグビーワールドカップ大分開催で発生するCO2排出量を県民総参加の省エネ行動により削減する取組に要した経費です。

省エネチェックシートを活用し、エアコンの温度設定など分かりやすい取組を示すことで、多くの県民に参加いただき、目標を上回る1万2,191トンのCO2を削減しました。

同じく113ページをお願いします。第2目公害対策費の上から四つ目、未来の環境を守る人づくり事業費決算額1,906万529円です。

この事業は、県民の環境意識を高め、主体的に行動することができる人づくりを行う環境教育に関する取組に要した経費です。

まず、環境教育アドバイザーは、165回の講師派遣で、8,696名に受講いただきました。また、子ども向けの事業として、おおいたこども探検団推進事業は、12のNPO団体等

に取り組んでいただいたほか、幼児向け環境劇は、37か所の幼稚園等で巡回講演を行いました。

**橋本自然保護推進室長** 自然保護推進室関係について御説明します。

114ページをお願いします。第4目自然保護費の四つ目、国立公園等施設整備事業費決算額1億8,373万2,955円です。

この事業は、国立公園の登山道や避難小屋等の施設整備を行い、利用者の利便性・安全性の向上を図ったものです。

115ページをお願いします。第5目温泉費の一つ目、温泉資源適正利用推進事業費決算額1億970万1,696円です。

この事業は、別府市と共同で別府市の温泉現況調査を行ったほか、継続的なモニタリング実施のため、泉源に圧力、温度等を自動計測する計器を設置した経費です。

**佐藤県民生活・男女共同参画課長** 県民生活・男女共同参画課関係について御説明します。

117ページをお願いします。第2目企画調査費の上から五つ目、災害ボランティアセンター運営支援事業費決算額463万4,375円です。

この事業は、県内で大規模災害が発生した際に、被災地で災害ボランティアセンターを設置・運営する人材を育成するため、リーダー養成やスタッフ向け研修会等の実施に要した経費です。

118ページをお願いします。第4目消費生活県民費の上から二つ目、消費生活安全・安心推進事業費決算額4,248万6,536円です。

この事業は、県民の消費生活の安全・安心の確保を図るため、相談体制の充実やライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進に要した経費です。

**河野私学振興・青少年課長** 私学振興・青少年課関係について御説明します。

121ページをお願いします。第8目文教費の一つ目、私学振興費決算額35億9,594万1,856円です。

これは、私立学校の教育条件の向上と経営の健全性確保等を図るため、学校法人等に対し運営費等を助成したものです。

二つ目、私立高等学校授業料減免補助事業費決算額2億3,996万5,050円です。

これは、国の就学支援金の給付後も授業料負担の残る、私立高校生の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料減免を行う学校法人に対し助成したものです。

一番下の私立高等学校等就学支援事業費決算額14億7,991万8,447円です。

これは、家庭の経済的負担を軽減し、修学の意志ある高校生等が教育を受ける機会を確保するため、私立高校生等に対して国公立高校の授業料相当額を助成するとともに、低所得世帯に対しては増額して助成したものです。

**榎山食品・生活衛生課長** 食品・生活衛生課関係について御説明します。

123ページをお願いします。第3目食品衛生指導費の三つ目、食の安全・安心推進事業費決算額564万1,696円です。

この事業は、食品による健康被害を防止し、食の安全・安心を確保するため、食品表示講習会の開催など食の安全に係るリスクの正確な周知、ラグビーワールドカップ2019の開催に向けた事業者の自主的な衛生管理の推進に要した経費です。

次に、124ページをお願いします。第4目環境衛生監視費の二つ目、民泊の安全・安心確保事業費決算額572万9,124円です。

この事業は、民泊利用者及び周辺住民の安全と安心を確保するため、民泊監視員を設置し、住宅宿泊事業法に基づいた事業者への立入調査や指導の実施に要した経費です。

**芦刈環境保全課長** 環境保全課関係について御説明します。

126ページをお願いします。第2目公害対策費の一つ目、水質保全対策事業費決算額3,198万1,396円です。

これは、水質汚濁の防止を図るため、県が管理する河川や沿岸海域などの公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を監視するとともに、水質

汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく、工場・事業場に対する監視指導などに要した経費です。

128ページをお願いします。第1目業務生活衛生総務費の一つ目、小規模給水施設水源確保等支援事業費決算額2,617万5千円です。

これは、公営水道の整備が困難な小規模集落などの水問題を解決するため、中長期計画を作成し積極的に給水施設整備に取り組む市町村に対し支援を行ったものです。

**御沓循環社会推進課長** 循環社会推進課関係について御説明します。

130ページをお願いします。第3目環境整備指導費の二つ目、産業廃棄物処理施設等監視指導事業費決算額3,639万6,965円です。

この事業は、県下5ブロックに配置した産業廃棄物監視員が処理施設等を巡回監視するために要した経費や、最終処分場における水質検査・処理事業者への立入検査等に要した経費です。

同じく130ページをお願いします。第3目環境整備指導費の三つ目、廃棄物不法投棄防止対策事業費決算額7,449万7,556円です。

この事業は、不法投棄廃棄物の撤去や不法投棄防止用フェンスの設置など不法投棄の再発防止対策及び市町村が実施する監視や啓発活動の支援に要した経費です。

**安藤審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長** 人権尊重・部落差別解消推進課関係について御説明します。

132ページをお願いします。第1目社会福祉総務費の下から二つ目、人権啓発環境整備事業費決算額298万4,166円です。

この事業は、効果的かつ体系的な人権教育・啓発を行うための基盤整備として、人権啓発講師等の人材の育成や啓発資料の作成・購入等に要した経費です。

一番下、人権施策推進事業費決算額289万7,989円です。

この事業は、様々な人権問題に総合的に対応するため、大分県人権尊重社会づくり推進条例



に基づく人権施策の推進に要した経費で、大分県人権尊重社会づくり推進審議会の運営、企業・団体が行う人権研修の普及に向けた支援等に要した費用です。

**首藤防災対策企画課長** 防災対策企画課関係について御説明します。

134ページをお願いします。第1目防災総務費の下から三つ目、災害対策本部等機能強化事業費決算額6億2,759万2,840円です。

この事業は、大規模災害時において、災害対策本部等が効果的に機能し、応急対策業務を迅速かつ効果的に実施できるよう機能強化するため、災害対策本部等の移転工事に要した経費です。なお、防災センターと防災局については昨年5月に、災害対策本部会議室については今年3月に移転しています。

135ページをお願いします。一番上の防災意識向上疑似体験啓発事業費決算額1,823万6,393円です。

この事業は、県民の防災意識の向上や地域における防災教育の強化を図るため、災害を疑似体験できる防災VR映像の制作及び地震体験車を活用した普及啓発に要した経費です。

防災VR映像については、地震編、津波編、土砂災害編の三つを制作し、現在、当課及び各振興局において、自治会や学校等を対象に、VR映像を視聴するためのヘッドマウントディスプレイを貸し出しています。

**後藤危機管理室長** 危機管理室関係について御説明します。

133ページをお願いします。第1目防災総務費の一番下、防災行政無線等管理費決算額1億1,731万7,560円です。

この事業は、災害時等における通信連絡手段を確保するため、県庁・振興局等に整備した無線局の維持管理や防災センター等の保守管理、運営に要した経費です。

134ページをお願いします。上から三つ目、国民保護対策事業費決算額184万8,985円です。

これは、武力攻撃等が発生した場合、国民保

護法に基づき、県民の避難、救援等の国民保護措置を迅速に実施できるよう、関係機関の連携強化による初動対処能力の向上を図るため、国と共同で実施した国民保護図上訓練等に要した経費です。

**大城消防保安室長** 消防保安室関係について御説明します。

136ページをお願いします。第2目消防指導費の上から二つ目、県内消防本部連携強化支援事業費決算額1,074万8千円です。

この事業は、119番通報に係る消防指令業務の共同運用について、整備費用や運用に必要な人員等を試算・検証する調査を実施し、県内消防本部の連携・協力体制の強化を支援することに要した経費です。

その下、第3目消防学校費の上から二つ目、消防学校教育力強化事業費決算額3,585万8,160円です。

この事業は、消防職員が安全・迅速・的確に救急救命等の活動を行えるよう、訓練資機材を充実させるとともに、消防学校の教育訓練内容を座学中心から実技中心へ見直し、消防学校の教育力を強化することに要した経費です。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が5名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

**猿渡委員** 事業説明書111ページ、衛生環境研究センター費の内容について質疑をします。

まず一つ目に、衛生環境研究センターのPCR検査を担当する職員について、新型コロナウイルスの感染発生前と以降の長時間労働の状況はどのようになっているか説明してください。

二つ目に、衛生環境研究センターの主な日常業務、幅広くいろいろな業務があると思いますが、その業務について簡単に結構ですので御説明ください。多岐にわたる業務に支障がないのかをお聞きします。

三つ目には、全国的に近年、調査研究業務が

縮小され、最低限必要な試験検査に重点化される傾向があるようですが、厚生労働省の調査によると、調査研究業務に伴う論文発表の総数は研究所によって大きなばらつきがあるという資料もあります。大分県の状況はどうか。

そして、4点目に職員数についてです。10年前の職員数と現在の職員数について教えてください。

**河野生活環境企画課長** それでは、私から衛生環境研究センター費に係る4点の質問にお答えします。

まず、1点目は衛生環境研究センターの超過勤務の状況についてです。

同センターでPCR検査を担う担当職員の超過勤務時間は、感染者発生前の2月は1人当たり21.6時間でした。3月は大分医療センターでクラスターが発生したことから1人当たり72.8時間でしたが、3月から8月までを平均すると1人当たり35.4時間となっており、発生前の2月と比較すると13.8時間の増となっています。

次に2点目、衛生環境研究センターの主な日常業務についてお答えします。

衛生環境研究センターには、化学、微生物、大気・特定化学物質及び水質の四つの担当があります。化学担当では、県の年間計画に基づき保健所が収去した食品について残留農薬、動物用医薬品、食品添加物などの試験検査を行うほか、フグ毒、貝毒などの自然毒、医薬品や家庭用品に関する試験検査などを実施しています。

微生物担当では、感染症、食中毒における細菌、ウイルス、寄生虫等の病原微生物の試験検査、収去した食品の細菌やウイルスの試験検査、河川等の公共用水域や海水浴場の大腸菌群の試験検査等を実施しています。

大気・特定化学物質担当では、大気環境中の有害汚染物質、微小粒子状物質等の試験検査、大気環境測定車による調査やデータの解析等を実施しています。

水質担当では、県の年間計画に基づく河川、海域、地下水等の水質に関する試験検査、工場排水等の水質に関する試験検査、温泉に関する

試験検査などを実施しています。

さきほど他の通常業務に支障はないかということでしたが、回収した食品の細菌検査などの通常業務や、突発的に発生する腸管出血性大腸菌の検査などについては必要な時期に適切に処理できており、特に支障は生じていません。

次に3点目、調査研究業務に伴う論文発表件数についてお答えします。

本県では、この5年間の論文発表の件数は、平成27年度12件、平成28年度11件、平成29年度11件、平成30年度6件、元年度8件となっています。

なお、本県における結核菌の分子疫学的解析など様々な課題を解決するための調査研究については、毎年度10件程度取り組んでおり、これらの成果が論文発表につながっています。

最後に4点目、10年前と現在の職員数の比較についてお答えします。

職員数については、平成22年度から今年度まで若干の変動はあるものの、おおむね30人程度で推移しています。

なお、直接調査研究業務に従事する技術職員は26人ないし27人で、10年間職員数に変動はありません。

**猿渡委員** 詳しく説明いただき、内容がだいぶ分かったんですが、大変な状況の中で感染のリスクがありつつも、職員の方に努力いただいていることに改めて感謝します。

私は福祉保健部のところでもこのことに触れたんですが、2009年に新型インフルエンザが流行した際、専門家会議が厚生労働省に対する提言をまとめている、2010年6月に新型インフルエンザ対策総括会議報告書にこのように述べられています。

国立感染症研究所や検疫所などの機関、地方自治体の保健所や地方衛生研究所を含めた感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材の育成を進めるとともに、関係機関の在り方や相互の役割分担、関係の明確化等が必要であると提言しています。

10年前に提言が出ているんですが、ある方は、これを国が軽視してきたことが今回のコロ

ナウイルスに大きく影響しているんじゃないかと指摘しています。私は、その指摘は大変大事ではないかと思っています。

コロナウイルスに限らず、今後、いろいろな感染症が危惧されると専門家の中でも言われていて、今後に向けても衛生研究所の役割、また、環境を研究する部門でも、今、温暖化や地球環境の変化が大変大きな問題になり、関心が高まっている中で大事な部門であり、今後、強化や正規職員の増等が必要ではないかと考えますが、いかがですか。

**河野生活環境企画課長** 正規職員の増員についてですが、衛生環境研究センターでは、検査体制の強化とあわせて持続可能な検査体制を構築するため、年度当初から様々な工夫を行っています。

例えば、検査件数の増加と効率的な検査を目的に新たな機器の導入を行いました。また、センター内で他業務を担当している職員に研修をしたり、非常勤職員や県職員OBを再雇用するなどして、PCR検査に係る人員体制の強化を図っています。

こうした取組により、現在では検体搬入が遅くなった場合や緊急で検査実施を依頼される場合を除いて、おおむね勤務時間内に検査を終えています。今の状況からすると、増員は必要ないと考えています。

**猿渡委員** 私は昨年、常任委員会の所管事務調査でこのセンターに行ったときに、女性職員が大変生き生きと大気のことをいろいろ説明している姿を見て、非常にやりがいを感じながら仕事をしているなと感じました。大変な仕事ですが、今後とも安全に十分に配慮しながら努力いただきたいし、また、体制強化についてもぜひ今後とも考えてください。

**玉田委員** 主要な施策の成果94ページ、おおいの食育ステップアップ事業について3点お伺いします。

この事業については昨年の予算特別委員会のときに取り上げて、そしてまた、榎山課長から御答弁がありましたが、その成果が出ているということです。

その成果指標の実績値18.8%、全体的な評価はBになっていますが、この18.8%はどこから持ってきた数字かをお伺いします。

それから、これを見ると、6人に1人の子どもが朝、ひとりきりで食べているとか、子どもだけで御飯を食べていると出ていたんですが、そういう実態の中で、教育委員会とか福祉保健部との連携についてどのように進められているのか、2点目です。

それから3点目は、これは昨年の予算特別委員会でも取り上げましたが、大分ブランドの食材等をこの食育の中でどう利用されているかについて、令和元年度の中でどう扱われたか。

**榎山食品・生活衛生課長** まず、昨年度の成果指標の算出根拠について御説明します。

成果指標のひとり又は子どもだけで朝食を食べている子どもの割合についてですが、福祉保健部のこども未来課が令和元年度に実施した子ども・子育て県民意識調査報告書によるものです。

この調査では、県内の就学前児童804名及び小学生407名の計1,211名から回答をいただき、朝食を一緒に食べる相手として兄弟姉妹の子どもだけ又はひとりで食べる割合を合計すると18.8%ということです。その数値を根拠としています。

なお、平成30年度前回調査は16.8%で、残念ながら2ポイント増加している状況です。

2番目の御質問ですが、教育庁、福祉保健部との連携です。

県では、食育推進のため、教育庁、福祉保健部を含めた19課室で構成する食育推進幹事会を設け、課題を共有し、施策に結び付けられるよう連携して取り組んでいます。

教育庁関連では、学校の教育現場において、子どもたちが豊かな人間性を育み、たくましく育っていくため、食育を行うことは重要であることから、栄養教諭を中心に食育活動を行っています。例えば、昨年度は学校給食で地場産物を活用促進するため、学校給食1日まるごと大分県といった促進事業を実施しています。

また、福祉保健部関連になりますが、食生活

の乱れなどにより生活習慣病の増加も問題となっており、健康寿命日本一を目指す大分県ですが、そのためには生涯にわたり食育を行うことも重要であると考えます。福祉保健部では県産品を活用した調理実習などを行って、生涯健康「元気の食卓」の普及と実践の定着を図っています。

3番目の御質問ですが、食育を推進するにあたっては正しく食を知ることが重要であり、そのためには食の文化を知り、食への感謝の気持ちを養うことが必要な取組と考えています。大分県食育推進計画においても、地域の食文化をいかした料理ができる力、地域素材や旬の味が分かる力、また、食べ物の命を感じる力という取組を進めています。

また、事業ですが、例えば郷土料理については、県内の各シェフに依頼して、6地域の郷土料理講座を開催し、レシピを冊子にするなどの取組を行っています。また、食材については、例えば農林水産部において乾燥しいたけの粉末を使ったレシピの考案や開発など、しいたけの消費拡大推進事業なども進めています。

郷土料理には、和牛や竹田のサフランやハモといった地元の食材も取り入れて、レシピを開発していただいています。

**玉田委員** 状況がよく分かりました。

食育ステップアップ事業の成果指標についてですが、この事業だけで上げていくのは本当に大変なんじゃないかと。私は見ていて、ある意味では酷だなという気もしたんです。令和2年度まではこの成果指標で17%と出ていますが、多分、さきほどの実態調査は令和元年に福祉保健部が行ったものですから、令和2年度の17%という数字に対応する数字自体、また改めてとるのは難しいんじゃないかと思えます。平成30年度の数字を使われるのかなという思いもしたんですが、この成果指標について、令和2年度まではこれでいくとしても、その後、食育の評価指標について少し検討を加える必要があるんじゃないかという思いもあります。その辺についてどうお考えかが1点。

それから、他部局との連携についても、さき

ほどの説明でよく分かりました。

その中で、昨年の予算特別委員会で課長が特に農業の大分ブランドとか農産品の部門まで踏み込むのはなかなか難しいんだと吐露されていましたが、昨年度の事業の中ではこの辺まで踏み込んで、随分と進めることができたという評価でよろしいですか。

**梶山食品・生活衛生課長** 成果指標の令和2年度目標は17.0%で上げています。確かに厳しい数字であることは当課も把握しています。それに向けてここにも書いていますが、朝シャキーン実行委員会を開催して、今、実行委員の先生の方——主に高校、大学、小学校の先生も入っており、そういった先生方にアンケートをとっている状況です。

大変厳しい目標ですが、これに向けて他課も含めて、特に教育委員会等にもお願いしながら施策を進めており、今年についてはこの数字で頑張っていこうと思います。また、どうしても乖離が大きいようであれば、その辺の見直しも考えていかなければいけないと思っています。

2番目の御指摘、他部局とのいろんな食材の啓発——去年、消費者の動向を踏まえながらという御質問を受けたところですが、今年は外食がコロナ禍で少なくなっていますし、我々はいろんな組合も管轄しており、どういう状況なのかと聞いています。和牛については、今年ぐっと落ちています。

その中で、どうやって啓発していくかは、さきほども答弁の中で言った幹事会で推進に向かって考えていかなければいけないと思いますが、そこはまた農林水産部と一緒に協力して考えていくべきと思っています。

**玉田委員** 分かりました。他部局との連携で、また大きく前に進めてほしいと思います。

あと成果指標について、私がさきほど言ったのは、数字そのものが厳しいというよりも、評価指標そのものがこの事業だけで包括できるようなものではなさそうなので、令和2年度まではこの評価指標でいくとしても、その後、食育についての評価指標をもし作るのであれば、また違う評価指標を検討されたらいかがですかと

いうことでした。ここは要望としてお伝えしながら、またこれからも食育事業について意見したいと思います。

**木田委員** 事業別説明書134ページにある防災ヘリコプター運航管理事業費についてお尋ねします。

近年、群馬県、長野県でも防災ヘリ墜落事故があり、また、救助活動中の事故等もあったわけですが、本県の防災ヘリ運航基準や装備は基準どおり遵守されて、問題なく運用されているのか、お尋ねします。

また、近年のこうした事故を踏まえ、国からの通知等もあったかもしれませんが、そういった基準の見直し等が行われてきたのか、お尋ねします。

**大城消防保安室長** それでは1点目、まず本県防災ヘリの運航基準や装備は基準どおり遵守され、運用されているかについてですが、防災ヘリの運航は、航空法の規定や県が定める安全管理要綱、それから、運航管理要綱等の定めに従って実施しています。

加えて、利用可能な全てのリソース、人的資源や情報などを有効に活用して、メンバーの力を結集して、チームの業務遂行能力を向上させるという考え方に基づいたCRM訓練の実施要領とか、救助、火災など事象ごとの活動要領を定めるなど、法令及びきめ細かに定める県の諸規程を遵守して運用しています。

また、平成21年6月に防災航空管理監、平成22年8月に防災航空管理アドバイザーを配置して、安全確保のための管理を徹底するとともに、救助等に関する自隊訓練、それから、装備品の的確な点検、隊員の日々の健康状況の確認等安全管理の強化も図っています。

それから2点目、基準の見直し等は行われているかについてです。

国では、こうした事故の検証結果を踏まえ、令和元年9月に消防庁長官の勧告として、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準を告示しました。こうした事故においては、不測の事態に備えて操縦士が交代できる体制が必要であると考えられたことから、この基準の柱としては、

令和4年4月からの2人操縦士体制の導入、それから、運航団体が必要な操縦士の養成訓練を行うと明記されました。このため、令和2年度から操縦士の養成経費として防災ヘリの運航委託費を増額確保するとともに、今後、2人操縦士体制の導入に向けた各種規程の修正を行います。

**木田委員** 基準に沿って問題なく運用されているということで安心しました。

基準の見直しは今後されるということで、パイロット2人体制となると、隊員の乗り込み人数が変わるのかどうか。機体も更新したばかりですが、乗り込み定員はどうなるのか。パイロットが2人になったときには隊員が1人減るのか、隊員の数は減らないのか。当然消火だけでなく、救命活動もあり、救助活動となると救助される人の人数も考えなくてはなりません。パイロット2人体制になって、そういった乗り込み人員の体制は支障がないのか、お聞かせください。

**大城消防保安室長** 防災ヘリの活動といっても、林野火災への対応とか救急患者の病院間の搬送、それから、救助にしても平地での救助か、山岳の救助か、山岳にしても九重山なり由布岳、いろんな事象があるので、そうした事象に照らし合わせて、どういったシミュレーションで活動ができるのかも含めてきちっとした検証をして、各種規程等に落とし込んでいく作業を今後やっていきます。

**木田委員** 特に山岳での救助活動は、平地でもあるかもしれませんが、ホバリング能力が非常に今重視される場所だと思います。パイロット2人になれば、その分重さとか、救助する対象人数もあるし、その辺の運用が心配になるので、ケース・バイ・ケースでよく考えて対応してください。

本県の消防分野でも、かつて二十数年前に、本来4人体制であるものを3人体制で臨んで殉職事故が起きたこともありましたが、防災ヘリも訓練中の事故があったと思います。人命第一ですから、救助される方、そしてまた、隊員の安全も両立させて活動いただきたいと思うので、

これから近年の事故を踏まえた見直しがあると思いますから、しっかりと対策、対応を取ってください。

**藤田委員** 事業説明書117ページ、主要な施策の成果では108ページ、地域を担うNPO協働モデル創出事業費について、一つ目は12の協働モデル事業がこの事業で取り組まれましたが、今後の12事業の活用や展開についてどうお考えなのか。

二つ目にふるさと創生NPO活動応援事業費が同じページにあります。この中で扱われているめじろん共創応援基金の現在の運営状況についてお尋ねします。

そして3点目に、1点目の地域を担うNPO協働モデル事業は終了しましたが、今後の協働事業について、ふるさと創生NPO活動応援事業費やめじろん共創応援基金等の活用も含めてどのように取り組まれていくのかお尋ねします。

それと、通告していませんが、もう1点、事業説明書124ページ、民泊の安全・安心確保事業費、主要な施策の成果209ページを見ると、新規の届出施設への立入調査が494となっていますが、届出の昨年の状況、そして、もし分かれば、戸建て住宅、あるいは共同住宅等いろいろ分類ができていれば、それも含めてお知らせください。

**佐藤県民生活・男女共同参画課長** NPO関係の三つの質問に対してお答えします。

まず1点目、地域を担うNPO協働モデル創出事業の今後の活用、展開です。

平成27年度からスタートしたこの事業は、12団体を採択し、それぞれの団体が3年間取り組むことにより一定の成果を上げ、その後も活動を続けていると聞いています。

例えば、NPO法人空き家サポートおおいたは、大分県空き家相談支援事業の補助金を活用して大分県空き家相談窓口を開設するとともに、市町村との企画連携も進めているとの報告を受けています。

また、NPO法人しげまさ子ども一食堂げんき広場は、子どもたちに舞台パフォーマンスとプレゼンテーション指導を行い、子どもたち

のコミュニケーション能力の向上を図っていますが、豊後大野市とともに事業を継続しているとの報告を受けています。

今後はこうしたフォローにも取り組みながら、協働モデル事例集の作成、配布を行うとともに、今年度開始する大分県NPO情報バンク「おんぼ」での紹介や、NPOを対象とした研修会での事例発表などを通じて優良事例の広報啓発を進め、地域の課題解決に継続的に取り組むスタイルを確立していきます。

次に2点目、めじろん共創応援基金の運営状況ですが、常勤職員4人、非常勤職員1人で組織されており、おおいたボランティア・NPOセンターの運営事業やふるさと創生NPO活動応援事業補助金の執行、NPO団体に対するパソコンやプリンターなどOA機器の助成事業などに取り組んでいます。

自主財源である寄附金の募金活動には積極的に取り組んでおり、平成28年度以降は200万円を超えているところですが、今後は県民や企業等からの協力支援をさらに拡大させていきます。

3点目、地域を担うNPO協働モデル事業終了後の協働事業の推進方法です。

このモデル事業の実施に伴い、協働件数は平成28年度が1,073件、平成29年度が1,190件、平成30年度が1,253件、令和元年度が1,348件と増加しており、この流れが止まることのないようにすることが重要です。

ふるさと納税等を活用して令和元年度からスタートしたふるさと創生NPO活動応援事業補助金は、めじろん共創応援基金が事業主体となり、地域課題を主体的に解決し、ふるさとの創生を図るNPO活動を支援するものですが、補助金を支出するというだけではなく、きめ細かく伴走支援をするという活動をしています。

今後は、このめじろん共創応援基金と手を携え、NPO活動や協働事例などの情報提供を充実することにより県民の理解を深め、参加と協力を促進するとともに、NPO、企業、行政などをつなぎ、お互いの連携が図られるような環

境づくりを進めることにより協働事業を推進していきます。

**榎山食品・生活衛生課長** 民泊の安全・安心確保事業について御説明します。

まず、委員御指摘の新規届出施設に対する立入調査の494は、49万4千円の予算ということです。

令和元年度の新規の届出数は45件です。ワールドカップがあるなど、去年の時点ではコロナの前でしたので、期待があり、インバウンドがどんどん増えるかと我々も思っていたのですが、意外と民泊だけでなく、既存の旅館業法の簡易宿所というカテゴリーで十分だと相談の中で移行していったケースもあったので、45件の新規になっています。なお、今年はコロナの影響もあり、まだ半年ですが、新規は6件です。

当然、既存のところに関しては必ず年1回、新規に関してはそのときに必ず1回、監視員が行って調査をしています。

あともう1点、戸建てか共用か——共用というのはアパート、マンション形式の一部屋ですが、今のところ、令和2年3月現在の状況で戸建てが44件、アパート、マンション等の共用が29件です。

**藤田委員** 協働事業そのものが令和元年度は1,348件まで順調に増えているということで、今までの取組に感謝と、成果に対してお礼を申し上げます。

このNPOの協働事業は、阪神・淡路大震災でのボランティアの盛り上がり、そして、東日本大震災を受けて法の制定から法改正と、多様化する住民ニーズや行政ニーズに対応する新たな担い手としてNPOを育てていく事業であったと思いますし、本県においては、めじろん募金も法改正にあわせてスタートして、それも盛り上がりはかなり貢献してきたと思います。

ただ一方では、マンネリ感というか、事業を繰り返しやっていくことによって、新たな参加者への働きかけが非常に難しくなっているとも思っています。これからさらに協働事業を進めていくために、今後とも事業を練り直しながら、新たな参画者を増やしていけるよう取り

組んでほしいと思います。さきほども御説明があったんですが、逆に県民や、あるいはNPO団体から行政と一緒にこういう事業をやってみたいということがあったときに、どのように申込みをする、アプローチする方法があるのかを一つ、再度確認します。

それと、民泊の件は分かりました。45件ですね。金額ではなくて件数ということですが、県内での宿泊施設の多様化、新たな魅力づくりの意味でも民泊は非常に可能性があるだろうと思います。一方では、クレーム、苦情の全国的な報道もあって、マイナスイメージで受け取られていることも多いかと思います。さきほどもあった監視員が監視に年1回回る、あるいは日常に利用された中で、例えばラグビーワールドカップでの苦情やクレームについてどのようなものがあったのかお伺いします。

**佐藤県民生活・男女共同参画課長** 地域の方々とは行政をつなぐ方法です。

一つは、各振興局にNPOが相談に来られたときに、振興局と情報共有しながら、そこにどういった支援ができるかを一緒に考えています。

もう一つ、職員がNPOに直接出向いて、どういことをやっていったらいいですかと話を聞きに行こうと計画しています。そういったことを通じて地域の皆さんの声を吸い上げて、実際の活動につなげていきます。

**榎山食品・生活衛生課長** 住宅宿泊事業法に関するトラブルであったり、苦情の件について御説明します。

これまで1,100件を超える問合せ、相談があったんですが、その中で、いわゆる苦情相談は2件であり、都市部であるような犯罪の温床になる事例は大分県では発生していません。

今、民泊監視員も警察OBですので、警察とも密に連携を取りながら、未然にそういったことがないように情報収集、連絡体制を取っています。今後とも、そういった犯罪の温床にならないような監視体制を進めていきます。

**浦野委員** 私は、おおい動物愛護センター運営費、事業別説明書125ページについて質問します。

さきほど措置状況報告書の説明の中で、猫の持込み、殺処分件数が増加しているという説明がありました。その猫に関してですが、いわゆる野良猫ではなくて地域猫、飼い猫の持込みや、また、寄せられる相談も含めてどのような状況か、分かる範囲で教えてください。

もう一つ、猫の譲渡頭数が前年比約50%アップで、今も増えているということですが、地域ボランティアや保護猫活動団体とどのような連携を行ってきたのか。また、さらなる譲渡頭数の増加に向けてどのような課題があるか教えてください。

**榎山食品・生活衛生課長** まず最初に、飼い猫の持込みについて、今どのような状況かという御質問から御説明します。

今、動物愛護センターに持ち込まれ、引き取っている猫の大部分、8割以上は野良猫で、特に子猫が多いんですが、飼い主のいない猫であり、飼い猫の状況は令和元年度452頭を引き取っています。全体の17.2%という数字です。

飼い猫を引き取ってほしいという相談に関しては、飼い主の責任として最後まで飼っていたきたいことや、また、どうしてもとなると新たな飼い主を見つけていただきたい、また、高齢の方が譲渡を希望される場合は、もしものときにどなたかちゃんと後で飼っていただける方を見つけてから譲渡するような体制を取っています。

しかしながら、どうしても飼い主が急に入院したり、身寄りのないお年寄りが猫を飼っていて、お亡くなりになったとか、そういった状況でやむなく市町村等と相談しながら引き取る場合もあります。

動物愛護センターとしては、そういった状況があっても対応できるように、今から飼い主に啓発していこうと事業を進めています。

あと、猫の譲渡に係るボランティアとの連携について、センターに登録しているサポートボランティアには、センターで毎月2回開催している譲渡会の運営サポートとか、譲渡会に参加する猫の情報をブログで紹介してもらうなどの

御協力をいただいています。

また、譲渡数を増やすための課題としては、何といたっても譲渡会を多くの方々に知ってもら必要があります。センターのホームページでこれまでも情報発信をしていましたが、それに加え、本年度からはSNSで——インスタグラムを活用して譲渡予定の猫を動画で見られるようにしたり、また、トリニータの試合会場でブースを設けてPR活動を行い、こんな猫をもらっていただけないですかといった活動もしています。引き続き、譲渡頭数の増加に向けて活動を行います。

**浦野委員** 順番が逆になりますが、譲渡頭数の状況や、地域ボランティアや保護団体との連携についての活動状況は分かりました。

地域ボランティアも保護猫団体も手弁当で、使命感で本当に大変な状況で活動されていると思います。そういった方々の声を聞いて、そういった団体がもっと活動しやすい環境をこれからもつくってください。これは要望です。

あと、飼い猫の持込みの状況も17.2%ということなんですが、例えば、野良猫の中でも元飼い猫がいると思います。元飼い猫が野良猫になっているのはあると思いますし、持込みが増えている、殺処分が増えている現状は残念な状況だと思います。昨年このセンターがオープンしましたが、何のための施設なのかをもっと強くアピールしてもいいんじゃないかと——メッセージですね。殺処分を減らすんだ、なくすんだという強いメッセージがもっとあっていいんじゃないかと思います。施設のPRというか、広報において、そういった強いメッセージを出していくことについて意見を聞かせてください。

**榎山食品・生活衛生課長** センターができるまでは、犬猫合わせて引取頭数の目標1,500頭に向けて順調に減っていました。特に犬が減っていて、猫は横ばい状態だったんですが、去年、動物愛護センターができてからまた急に、特に猫の引取頭数が増えてきました。それは住民の期待によって、猫をセンターに持っていけば全て譲渡してもらえるとされているのではないかと分析しています。



しかしながら、センターもキャパシティがあり、トリアージ——譲渡に向かないものから処分の対象にしていかなければ、全体の運営がどうしても成り立たないので、そういったこともします。

幸い今年は去年と比べて、猫については9月末までで譲渡頭数は約3倍になりました。去年の同月、9月末までで猫が89頭の譲渡だったのが今年259頭、スタッフの努力の結果と、あと皆さまの御協力の結果であると思っています。また、引取頭数についても、猫だけの数ですが、9月末までで去年は794頭だったのが今年390頭と49.1%も減少しています。そういったこともあるので、徐々に皆さんに動物愛護センターの役割を知っていただけるようになったのかなと思います。

さきほどの譲渡会の話も一緒なんです、センターの役割や意義、これからの方向性に向けて、さらに広報していきます。

**浦野委員** 今年度は減少傾向にあることから、昨年はまだ施設の内容というか、何をするとするか、どこまでできるのか理解が進んでいなかった部分も要因としてあるのかなと感じました。

あと保護猫団体の方と話をすると、保護猫団体が新しい飼い主に説明するとき、結構厳しいことを言ったりするわけです。言い方によりそう受け取れるというか。ただ、それは厳しいように見えるけど、それだけ譲渡する動物の将来を考えているから厳しく言っているということが伝わる人には伝わると思うので、引き続き広報の在り方も検討してください。

**土居委員長** ほかに事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

**三浦委員** 1点、質問します。防災対策企画課は、地震、津波、火山、テロ対策、原子力等々、本当に幅広い事業を抱えている中、人数的にも他の課に比べて多く配置されていると思うんですが、主要な施策の成果を見ると、なかなか成果が上がっていない事業もあります。しっかり粘り強く、今年度、そして来年度に向けて取り組んでほしいとまずは要望します。

そういった中、とりわけ今年にはコロナウイル

スという世界を震撼させるウイルスが発生してしまいました。消防職員に話を聞くと、感染患者を隔離する、例えば、陰圧式の担架のようなものが緊急搬送するときにはどうしても必要ではないかと。消防職員が感染してしまうおそれがあるという話をよく耳にします。

こういった陰圧式担架は、消防本部ごとに最低14は必要ではないかと思っており、その辺は市町村との検討課題であり、ぜひ導入に向けて県主導でやってほしいと思うんですが、基本的な考え方を伺います。

**大城消防保安室長** 陰圧の設備が必要かどうかですが、消防職員は、救急車については原則患者を手当てするという前提の下に活動しています。そうした陰圧装置を導入して、陰圧装置の中に患者を入れると基本的には搬送だけになるので、消防署の活動として救急車両にそうした装備が必要であるかどうかは、よくよく検討の必要があるかと思っています。そこら辺のところも頭に入れながら、引き続きそうした消防職員の活動を制約することにならないかも含めて検討していきます。

**三浦委員** 現在、県内でこういった陰圧式の——保健所単位かどうか分からないんですが、生活環境部で搬送する際の陰圧式担架のようなものをSARSのときにしっかり検討されて、県内にも準備されているという話を聞いたことがあるんですが、その辺の導入状況が分かれば教えてください。

**大城消防保安室長** それについては、今、正確な数字は持ち合わせていませんので、分かり次第回答します。

**三浦委員** 消防職員の安心・安全も当然必要だと思うし、こういった声は様々な会議でもあがっていると聞いているので、ぜひ検討してください。

**平岩委員** 委員なんです、通告する時間がなかったので大変申し訳ありません。委員外議員で当会派の守永議員が通告を出していましたが、所用があり出席していません。会派で話し合った内容を通告しているので、私が代わって質問します。

防災意識向上疑似体験啓発事業についてです。

決算事業別説明書135ページに掲載されており、主要な施策の成果130ページでは評価がDとなっています。地震体験車で多くの方に体験していただくことは大切だと思います。活用方法としては、県から市町村など地域に貸し出して利用してもらう計画だったと思うのですが、D評価とされた要因は一体何であり、解決策をどのように考えていますか。

それから確認ですが、施策の成果の成果指標にコメ印がついています。VR映像体験者の人数の報告だけに今後切り替えていくということですか、そのことをお知らせください。

それからもう1点は、職員の時間外勤務についてです。

2019年度に職員の時間外勤務の削減に向けて工夫されたことについてお尋ねします。

**首藤防災対策企画課長** 1点目の防災意識向上疑似体験啓発事業の成果の状況についてお答えします。

地震体験車の活用数については、主要な施策の成果130ページにあるとおり、令和元年度は8,567人となっています。これは前年度の平成30年度と比べても938人減っています。

要因ですが、令和2年2月末現在では、前年度、平成30年度に比べて218人上回って推移していました。ただ、3月から新型コロナウイルスの感染が拡大してきたので、地域、学校で防災訓練がほぼ行われなくなりました。その結果、年度の合計でいくと、3月に急激に落ち込みましたので、さきほど言った8,567人となり、前年度を900人ぐらい下回る結果となりました。

この状況は実は現在も続いており、活用実績は非常に厳しい状況が続いています。地震体験車ですので、向かい合って座って台が揺れるということで、声が出たりすることもあるので、感染リスクが高いという状況もあります。

現在、この活用促進を図る改善策としては、感染症対策として検温、それから、マスク、アルコール消毒液の設置、待ち時間についてはソ

ーシャルディスタンスの確保などを徹底するように呼びかけて、安心して活用できる環境を整えることがまず1点です。

2点目は、今、防災活動に人を集めることが厳しい状況ですので、ほかのイベントを活用して、もともと人が集まっているところに、例えば、トリニータの試合とかに地震体験車を持って行って活用してもらうことを考えています。

最後に3点目は、おおい防災VRを10月から運用開始しており、それと組み合わせて、待ち時間には防災VRを見てもらい、その後、地震体験車に乗ってもらうことで、より興味を持てる啓発ツールとして活用促進します。

それから令和2年度からはVR映像体験者の数が成果指標かというお尋ねでしたが、そのとおりであり、令和2年度からVR映像体験者数としたいと考えています。

ただ、さきほど言ったように地震体験車とVR映像を組み合わせて活用する予定です。相乗効果も期待していますので、双方の活用者数の増加を目指していきます。

ちなみに地震体験車の活用者数は、現在、県のホームページに掲載しています。成果指標がなくなった今年度以降もホームページへの実績数の掲載は続けていきます。

**河野生活環境企画課長** 2点目の2019年度に職員の時間外勤務の削減に向けて工夫した点についてお答えします。

生活環境部では、毎月第1金曜日と給料日を部独自の定時退庁日として設定しており、超勤縮減に取り組むとともに、月2回の課長会議において所属ごとの超過勤務状況を共有し、超勤縮減とあわせて事前命令の徹底を呼びかけました。

今年度は、新型コロナウイルスや7月豪雨への対応など、突発的な業務を継続的に対応しなければならない状況が多く発生しました。そこで、例年以上に職員の健康等に配慮する必要があると考え、これまでの取組に加え、給料日など部独自の定時退庁日には所属長等が各執務室を巡回し、退庁を促し、定時退庁を徹底しています。

また、特定の職員に事務が集中しないよう事務配分を柔軟に見直すなどの対応も行っています。引き続き超勤縮減に努めます。

**平岩委員** 超勤縮減については、みんなで意識して取り組んでいかなければならないですが、自然相手のことがいろいろ起きてくるので、本当に大変なことだと思います。

ユレレンダーについては、大分市に1台あって、県も1台持っていて、大分市は独自で動いて、市町村はそれぞれが企画したら県に申請をして、県が貸し出すというシステムだと思います。VRについては地震編、津波編と三つあって、振興局ごとに貸出しするということですが、どのようなスタイルでやっていくのかを具体的に教えてください。

**首藤防災対策企画課長** 防災VRについては、今、県は全部で30台持っています。防災対策企画課に6台置いており、残りの24台を各振興局に4台ずつ配置しています。窓口は振興局の総務に置いており、直接又は電話、若しくは市町村や地域の消防を経由して振興局に申込みをすれば、基本的に空いていればどなたでもお貸しできる形を取っています。10月5日から、ようやくコロナが収まってきたということで、各振興局で貸出しを始めています。

**平岩委員** またいろいろ分からないことがあったらお聞きしますが、私たちも地域の中で防災講話や防災体験をやろうと企画するんですが、今やっていいのか、どういうふうにすればいいのか、まず人が集まってくれないよなというところで本当に悩みます。これからいろいろ考えていきますが、よろしくをお願いします。

**河野委員** 今の件に関してですが、専用のヘッドマウントディスプレイが県に30台しかないという話がありました。ここで目標にしている8万2,420人の方に実際にVR体験してもらうことが本当に可能なのかが率直な疑問です。

前々から防災に関する体験学習については、きちんとした施設を持っている自治体が増えてきていると。それに対して大分県はどうなのだというときに、こういった体験車であるとか、VRで当面やるという執行部からの説明があっ

たわけですが、スピード感というか、県民全体に対する啓発という意味で、これで大丈夫なのかなと感じます。

実際にヘッドマウントディスプレイについては、専用のものではなくて汎用のもの——いわゆるスマホを差し込む形の簡易版であれば、百貨ショップ等で300円から500円で実際に売られています。また、スマホのソフトの中には、フリーソフトの形でVRコンテンツ——3Dで映し出せるものもあります。そういったことを含めて、せっかく作ったVRコンテンツについて普及促進を図るのであれば、簡易版という形で、ぜひそういった安くて個人で手に入るヘッドマウントディスプレイを使えるような形にしてほしいと提案しますが、どうお考えですか。

**首藤防災対策企画課長** 防災VRについては30台しかなく、目標は8万2,420人ですが、実質スタートしたのが10月ですので、仮に半分の4万人でも非常に多い数字だと思っています。

一つは、ヘッドマウントディスプレイは大体2、3万円で買えるので、市町村でそれを用意して、映像を無料でダウンロードする形で広めることも考えていました。最近またコロナの関係で、なかなか一つの機材を複数の人間が使うことに抵抗がある状況ですので、私どもも、例えば、ユーチューブとかにVRの映像をアップして、それを個々のスマホ、若しくはiPad等で見ながら体験してもらうことを現在検討しています。

今年度もVR映像を委託している業者と契約を結んでいるので、その業者と相談しながら、そういう方向も検討しています。

**河野委員** さきほど言いましたが、簡易版のスマホを差し込むタイプのヘッドマウントディスプレイは、非常に安価で市場流通していますので、ぜひそれを使ってください。

防災教育について、専門家の先生の講演を聞きに行ったことがあります。共通体験が大事なんだという話がありました。学校、職場、あるいは地域といった中での共通体験、皆さんが

集まったとき、あのとき、怖い思いをしたよね、こういうふう逃げればいいと聞いたよねという共通体験が持てるかが非常に大事です。例えば、小学校単位であれば、30人ないし40人が1クラスまとめて体験できるようなことを考えたときに、簡易版は非常に大事なことかなと、市町村でも少なくとも少額予算でそういった設備ができるんじゃないかと思うので、ぜひ積極的な展開をお願いします。

**末宗委員** PCR検査はなかなか制度がよく分からないんですが、簡易な方法からいろいろたくさんある。それと、抗原検査とか抗体検査とか言われているし、県として方針がきちっと決まっているか。冬場を迎えてまた多くなったら、混乱したりする可能性もあるし、そこら辺りの方針を。

また、今、国がかかりつけ医とか何とか言っているんですが、健康な者はかかりつけ医はいないんじゃないかと思えます。そういうかかりつけ医がない者は、なかなか病院にぼんと行きにくいし、簡単に行かれるかどうか。

それと検査料について、外国とかはよく無料と言われてるんですが、大分県も国から金がいっぱい入っているんだから、ただでいくらでもできるんじゃないかと思っています。あり余るほど予備費があるし、そういうのも含めて答弁をお願いします。

**河野生活環境企画課長** PCR検査については、衛生環境研究センターでは1日に144検体まで実施するようにしており、大分市は大分市保健所で120検体で、1日264検体を検査するようになっています。

今、福祉保健部もこれからのインフルエンザ発生と、また、新型コロナの発生が同時に来るんじゃないかと、民間医療機関での検査対応も進めており、例えば、抗原検査であれば1日2千件ぐらい実施する計画で進めていると聞いています。

それから、かかりつけ医がない場合にはということですが、保健所にまずは一度連絡して、どのような処置を取ればいいのか相談したらいいと思います。

**末宗委員** 聞いたのは、PCR検査とか、抗原検査とか、抗体検査とか、いろいろな種類があるが、大分県としての方針は決まっているかということ聞いたんです。いろいろあることはみんな分かっています。それがなかなか大分県としての方針を県民は誰も知らないと思うんです。大分県の方針を発表しているか知らないから、その方針を今聞いたわけです。

それと金の問題、検査料は答弁なかったけど、理論上はお金がたくさんあるからいっぱい無料でできると思うんですが、そこら辺りを聞いたわけです。大分県も検査料だけで、補正予算でどのくらい組んでいるか分からないくらい組んでいるし、それに国はまだ金があり余っているわけだから、そこら辺りをちょっと。

さきほど質問したのも答弁の本旨が——言い方が悪かったのかもしれないが、もう一度、本旨を説明してください。

**高橋生活環境部長** 委員の御質問の中身について、私ども生活環境部が所管している事項として、衛生環境研究センターでのPCR検査については当部で所管していますが、新型コロナウイルス、あるいはインフルエンザ対策の県全体の体制については福祉保健部が所管しており、私どもも正確にお答えすることができないので、申し訳ないんですが、抗体検査、抗原検査をどれぐらい、どういった形でやるといったところについては、福祉保健部で回答させてください。

検査料の件についても福祉保健部で所管をしており、そちらに私どもから確認して回答します。

**末宗委員** 大体そういう答弁だろうと思っていました。

問題は、部長は福祉保健部が担当しているから福祉保健部に聞いてくれということなんですが、要するに生活環境部長はその基準を知らないというわけです。同じ県庁内の部長で、一番関係ある福祉保健部長と生活環境部長がそういうところの連絡がなかなか——答弁が難しいぐらいだから、県民は当然知らないわけよ。そして、県民に周知徹底するとか、簡単に言うけど、県庁内でなかなか明確に把握できないのに、県

民にどうやって周知するのかと思ってね。

今から冬場を迎えて、いろいろなことが出てくると思うから、そこら辺りを含めてもうちょっと——答弁を求めても無理か、意思疎通をとにかくよく図っておいてください。

**土居委員長** ほかに委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** それでは、事前通告が1人の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

**堤委員外議員** まず、事業別説明書132ページ、同和対策推進事業費は毎回聞いていますが、決算のうち、同和対策推進事業委託料として820万8千円を支出しています。この事業は何年も同額であって、いまだに部落差別が解消していないと言って運動団体に研修会や生活相談等の業務を事業委託しています。

その根拠として人権に関する県民意識調査をあげていますが、具体的にどのような差別事案があるのか、その内容と件数が分かれば教えてください。また、何を根拠にして差別事案として委託料を払っているんですか。

追加して聞きます。主要な施策の成果98ページ、同じ事業の決算で研修会、生活相談、相談員の平成30年度の金額を教えてください。

次に、事業別説明書133ページの原子力防災対策推進事業費、万が一の事故を想定しているという事業説明をしましたが、その原因を検討するのは当然のことだと思うんですが、伊方原発で3号機の差止め訴訟の判決が最近広島高裁で出たでしょう。その中で、中央構造線の地震の影響だとか火山灰の影響について明確に論点とされているわけですが、それについて、万が一のことをどのように考えているのか。地震だとか、中央構造線とか、火山灰についてお知らせください。

**安藤審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長**

それでは、同和対策推進事業費についてお答えします。

本年6月に法務省が公表した部落差別の実態に係る調査結果によると、国の人権擁護機関、大分の地方法務局管内に相談のあった件数は、

平成27年から平成29年の3年間で14件、それから、地方自治体、これは大分県及び県内市町村ですが、地方自治体に相談のあった件数は、平成25年から平成29年の5年間で合計47件となっています。内容については、結婚に関することや、差別落書き、あるいはネット内の書き込みなどです。

また、平成30年に県が実施した人権に関する県民意識調査の中の同和問題の設問においても、「同和地区住民に対する差別意識を持った人がいると思いますか」という質問に対する回答は、「持っている人がいる」と「持っている人はまだ多い」の合計が39.6%であり、いまだに4割近くの方が差別意識を持っているという結果になっています。

このような差別の実態と差別意識の存在を踏まえて、同和対策推進事業委託では部落差別の解消に向けて、1点は地域住民に対する生活等相談対応に関すること、それから二つ目として、地域住民の自立意識の向上及び啓発活動に資する研修会等を開催すること、三つ目として、これらの活動のための基盤づくりとして担い手の養成を行うこと、この三つの事業を委託しています。

それと、大変すみません。さきほどの平成30年度の実績、どの部分の実績という御質問だったですか。（「生活相談」と言う者あり）調べてすぐお知らせします。

**後藤危機管理室長** 伊方原発の裁判の状況等について御説明します。

伊方原発の稼働については、第三者機関である原子力規制委員会、これは国家行政組織法に定められている委員会であり、ここの公正な審査結果に基づいて稼働が認められていましたが、今、御指摘のとおり、裁判で差止めという形で仮処分されています。

こういった裁判の状況等も踏まえ、しっかりと注視していきたいと思いますが、当室としては、万が一の事故といったことに備えてしっかりと対策を打っていくことが大変重要であると思っています。引き続き、実効性のある原子力災害対策を進めます。

**堤委員外議員** 差別意識というのは、実際には意識の問題でしょう。これは内心の自由の問題であると議論をずっとしてきました。そういうことがいまだにあるとして800万円も使うのは、それが全く改善されていないということでしょう。何年も同じ金額ですよ。

平成30年度のさきほど言った数字も多分令和元年度と一緒ですよ。となれば、全く同じような状況の中で何年も——もう10年近くなるんじゃない、同じ金額をずっとやっているんです。それで、いまだにこういう差別意識があると。意識は内心の自由だから、どんなことを思ってもそれは自由なんです。結婚だってそうでしょう。憲法で規定されているわけでしょう。

インターネットでも同和問題を調べてみました。みんな知識を得る中身の問題ですよ。同和と言ったら結婚差別があると言っているけど、これは本当と思えるもの、ちゃんとベストアンサーがあるんですよ。そんなの関係ないよと、憲法上ちゃんと規定されているから結婚するべきじゃないのときちんと書かれています。

だから、しゃにむにその部分に事立てて、物事を大きくして、特定の運動団体にだけ800万円もお金を使うということは間違っているんです。これはやっぱりやめるべきだと思います。

一般対策として、今は同和地区の解消等がいろいろ進んできているわけですから、一般対策事業にこの800万円は使うべきなんです。そういう立場で、この部分の決算は非常におかしい。

実績報告書もチェックしているでしょう。実績報告書も以前は問題があったわけですよ。これを指摘して、実績報告書もきちんとチェックしだしたと。金額が同じことも非常に解せないわけです。そういうことがいまだにあるこういう問題については、ぜひやめるべきだと私は思います。

**安藤審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長**

まず、さきほどの生活相談事業の平成30年度実績ですが、87万5,510円です。

それから、議員言われた内心の自由の関係ですが、この事業は平成28年12月に施行され

た部落差別解消推進法に基づいて、部落差別が存在しているという前提で差別の解消に資するものです。

内心の自由はもちろん認められていますが、それが実際に言葉や行動で表面化することで差別が生じると。例えば、我々が研修で行うフィールドワーク等で当事者からそうした経験を聞くこともありますし、インターネット内では多数そうした誘発、助長する書き込みが存在しています。そうしたことから、これら差別の解消に向けて、我々は今後ともきちんと対応していく必要があると考えています。

**堤委員外議員** 部落差別解消推進法の参議院の附帯決議が非常に大事なんです。その附帯決議に基づいて、過去そういう運動団体によるひどい状況があったことを考えて、ちゃんと今後の施策をしなければならぬと法律に附帯決議もされているんです。

だから、そういう点では運動団体に対して800万円というお金を出すこと自体おかしいし、内心の自由と認めておきながら内心の自由を規制するような言い方は、これは本当に憲法違反ですよ。そういう問題をきちっと認識して、やめるべきだと私は思っていますので、これは要求して終わります。

**土居委員長** ほかに委員外議員で質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 別がないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔生活環境部、委員外議員退室〕

**土居委員長** これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの生活環境部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** それではそのようにします。

以上で生活環境部関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時休憩します。

午後0時11分休憩

午後1時10分再開

**森副委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、教育委員会関係の審査に入ります。執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、教育長及び関係課室長の説明を求めます。

**工藤教育長** 教育委員会所管に係る令和元年度決算について説明します。

初めに、平成30年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況について報告します。

指摘事項は3点です。お手元の報告書の10ページをお開きください。地域改善対策奨学金の収入未済の解消についてです。

地域改善対策奨学金は、平成16年度で貸与は終了し、現在は返還事務のみ行っています。

措置結果の中ほどにあるように、収入未済の解決策として、納入期限翌月の督促状の送付や徴収強化月間である5月と11月に現年度及び過年度の催告を行うとともに、納付相談の際には、実態に応じてきめ細かく対応しています。また、免除・猶予制度を活用した未然防止にも取り組んでいます。

今後とも、返還者やその関係者の人権に最大限に配慮しながら、積極的かつ慎重な債権管理に努めます。

次に、18ページをお開きください。部活動、体育の授業における地域人材の活用についてです。

部活動等における外部指導者に対する研修の充実を図るとともに、指導者確保の更なる拡大に努められたいとの御指摘です。

措置結果にあるように、外部指導者等の研修については、体罰防止や安全管理対策など、適切な指導の在り方や指導力向上の研修会を継続して実施しています。

指導者確保の拡大については、各市町村に対し、外部指導者である部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助することで、昨年度は73名を配置しました。また、部活動にとどまらず、ダンスや武道などの専門的な授業を外部指導者が担っている市町村も増加しています。

今後は、スポーツ庁が休日の部活動の在り方を検討することになっており、その動向を注視しながら、地域人材の有効な活用に努めます。

次に、19ページをお開きください。小学校における英語教育の充実についてです。

各市町村教育委員会と連携を取りながら、会話ができる英語教育に取り組まれたいとの御指摘でした。

小学校における英語教育の充実に向けて、平成30年度より小学校英語教育推進事業に取り組んでいます。令和2年度は、外国語教育の教科化に対応するため、各教育事務所単位で、実践的な研修を実施しています。

また、各小学校に指導主事が出向く出前研修では、児童が本物の英語に触れる機会を増やし、授業を実際のコミュニケーションの場とするために、ALTとの連携・協働に関する指導も行っています。

なお、小学校での学びが中学校につながるよう、令和2年度から、県内中学校全英語科教員を対象に英語科授業力パワーアップ研修を実施しています。また、県内11地区で実施する公開授業では、ALTとのティーム・ティーチン

グを実施し、指導体制の改善を図っています。

今後も、児童生徒が生きた英語を学ぶことができるよう、英語教育の充実に努めます。

続いて、お手元の主要な施策の成果により、主な事業の執行状況等について説明します。

255ページをお開きください。上から3段目、小学校学力向上対策支援事業です。

この事業は、一番左の中ほど、事業概要の欄にあるように、小学校の学力向上を図るため、習熟度別指導推進教員を配置するとともに、基礎・基本の定着に加え、活用力の理解度を把握するため、学力定着状況調査を実施するものです。

一番右の下、事業の成果・今後の方針ですが、習熟度別指導による個に応じたきめ細かな指導により、低学力層を減少させることができました。また、学力向上プランの策定とその検証・改善に取り組むことで、平成31年度全国学力・学習状況調査では、全ての教科で全国平均を上回ることができました。また、大分県学力定着状況調査による、成果指標偏差値34以下の小学生の割合は、目標値6.0%に対し、実績値5.8%となり、達成率は103.3%、評価はAとしています。

その下の中学校学力向上対策支援事業では、問題データベースを5教科で配信するなど、学校の組織的な授業改善を目指す取組を行っています。

右下の事業の成果・今後の方針にあるように、平成31年度全国学力・学習状況調査では、課題であった数学で全国平均を上回ることができました。大分県学力定着状況調査による、成果指標偏差値34以下の中学生の割合は、目標値7.0%に対し、実績値6.9%となり、達成率は101.4%、評価はAとしています。

小学校学力向上対策支援事業とあわせて、引き続き、子どもたちの確かな学力の育成を目指した取組を一層進めます。

なお、令和2年度からは新たな数値目標を盛り込んだ未来を創る学力向上支援事業に組み替えて実施しています。

260ページをお開きください。一番下、特

別支援学校就労支援事業です。

この事業は、特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、就労支援アドバイザーを配置するとともに、就職に向けた生徒や保護者の意識改革や企業からの評価向上につながる職業教育を実施するものです。

事業の成果・今後の方針は、通勤手段の確保が困難な場合や、適切な支援が可能な生活の場を優先する等の理由から、福祉施設への進路希望変更があり、一般就労率が8.5ポイント低下しました。この結果、成果指標知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率は、目標値31.9%に対し、実績値20.0%となり、達成率は62.7%、評価はDとしています。

今後、進路希望の変更に至った原因の分析や、就労支援アドバイザーの見直しなどにより、就労支援体制の強化を図り、一般就労率向上に努めます。

262ページをお開きください。上から2段目、県立学校ICT活用授業推進事業です。

この事業は、令和4年度の新学習指導要領実施に向けて生徒の情報活用能力を育成するため、県立学校にICT教育環境を整備するとともに、ICTを活用した効果的な授業の着実な実施につなげる教科別研修会等を開催するものです。

事業の成果・今後の方針ですが、令和元年度は電子黒板及びタブレット型端末等を整備しました。また、2月補正においても、タブレット型端末の配備を前倒して進めました。

成果指標学力向上を実感する生徒の割合は、目標値80.0%に対し、実績値79.2%となり、達成率は99.0%、評価はBとしています。

今後は、令和2年度中に全ての学校で1人1台のタブレット型端末が配備されることとなりますが、引き続き、教科別研修会等を通じてICTを活用した効果的な学習を進めることにより、学力向上につなげます。

続いて、一番下子ども科学体験推進事業です。

この事業は、小・中学生の科学に関する好奇心や探究心を育むため、少年少女科学体験スペースO-Labo（オーラボ）を設置し、企業



・大学・高校と連携した科学体験講座を実施するものです。

事業の成果・今後の方針は、高校や青少年の家を会場にした講座を新たに開設するなど年間講座回数を増加したことにより、より多くの児童・生徒に科学体験の機会を提供できました。

この結果、成果指標O-L a b oを利用した児童・生徒数は、目標値4, 100人に対し、実績値4, 451人となり、達成率は108.6%、評価はAとしています。

定員を超えるO-L a b oの受講希望があるため、今年6月にO-L a b oをNTT西日本府内ビルに移転させ、講座1回当たりの定員の増加を図っています。また、地域に住む子どもの科学体験の機会を拡大するため、コロナ禍ではありますが、中津、日田、佐伯においても、定期的に講座を開設しています。

263ページを御覧ください。帰国・外国人児童生徒日本語教育推進事業です。

この事業は、帰国・外国人児童生徒の日本語能力に応じた、きめ細かな日本語指導ができるよう、県立高校及び小・中学校に支援員を派遣するものです。

事業の成果・今後の方針ですが、日本語指導が必要な児童生徒32名に対し、指導を実施しました。派遣の回数、時間、教材、指導内容を工夫したことで、確実に日本語能力の向上につながり、成果指標指導を受けて日本語能力がアップした生徒の割合は、目標値80.0%に対し、実績値81.2%となり、達成率は101.5%、評価はAとしています。

今後も、日本語指導が必要な児童生徒の増加が見込まれていることから、引き続き、指導のための人員を確保し、ニーズに応じた派遣体制の整備を推進します。

266ページをお開きください。上から2段目、おおいたワールドワイド・アカデミー事業です。

この事業は、グローバル人材を育成するため、スタンフォード大学と連携して高校生向け遠隔講座を開設するとともに、数学等の科目を英語で指導する教員を育成するものです。

事業の成果・今後の方針ですが、スタンフォード大学遠隔講座は全10回を完了し、教員の育成も先進校視察や教材研究等を計画どおりに行うことができましたので、成果指標外国への留学や海外と関わる仕事に就きたいと考える生徒の割合は、目標値60.0%に対し、実績値65.0%となり、達成率は108.3%、評価はAとしています。

今後は、こうした取組の普及を図るため、本事業の成果やノウハウを共有する機会をさらに充実・拡大します。

270ページをお開きください。上から2段目、いじめ・不登校等解決支援事業です。

この事業は、児童生徒や保護者の悩み等に対応するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小・中・高等学校及び特別支援学校に配置するものです。

事業の成果・今後の方針ですが、全教職員にいじめ見逃しゼロを意識させ、いじめの認知件数が平成29年度の5,493件から30年度は1万1,356件へと大きく増加し、解消件数も4,717件から9,582件に増加したものの、成果指標小学校いじめ解消率は、目標値87.0%に対し、実績値84.5%となり、達成率は97.1%、評価はBとしています。

引き続き、いじめの早期認知やスクールカウンセラーの活用、相談窓口体制の充実等を図り、いじめ解消率の向上に努めます。

なお、元年度の実績値は、まだ国から公表されていないため、平成30年度実績値を用いて評価をしています。

272ページをお開きください。上から2段目、県立高校自転車通学生ヘルメット着用推進事業です。

この事業は、自転車通学生の頭部損傷による死亡事故等を防止するため、ヘルメット着用に係るアンケート調査や普及啓発を行うとともに、モニターとなる高校生に対してヘルメット購入費を助成するものです。

事業の成果・今後の方針ですが、最終的に586名の自転車通学生がヘルメットを着用し、モニターとして活動しました。アンケート調査

から、ヘルメットの着用が交通安全意識の向上につながっていること等が明らかになりました。成果指標ヘルメットを着用してよいと考える高校生の割合は、目標値40.0%に対し、実績値79.7%となり、達成率は199.3%、評価はAとしています。

令和3年度のヘルメット着用義務化に向けて、啓発活動や実施体制の整備を行います。

277ページをお開きください。一番下、地域の高校魅力化・特色化推進事業です。

この事業は、地域の高校が中学生から選ばれる学校、地域の活力となる学校となるため、地域資源を活用した探究学習の実践など、地域と連携した取組を強化するものです。

事業の成果・今後の方針ですが、中学3年生に対する7月の進路希望調査結果に比べ、実際の入学者数が増加した高校が17校中10校あったことから、地域との連携強化や学校の魅力化において、成果の一端が伺えます。しかし、中学卒業者数が前年度から300名を超える減少の中、成果指標事業採択校における欠員数は、目標値181人に対し、実績値301人となり、達成率は33.7%、評価はDとしています。

今後も、欠員による学級数の減少を極力抑えながら、地域の高校における教育の質の維持・向上に努めます。

最後に、310ページを御覧ください。一番上、新チーム大分強化事業です。

この事業は、国体において天皇杯得点1千点を獲得するため、県選抜選手等の強化に向けた短期戦略とジュニア選手の育成等の中長期戦略に取り組むものです。

令和元年度の茨城国体では、成果指標国民体育大会における天皇杯得点の獲得は、目標値1千点に対し、実績値921.5点で23位という結果となり、達成率は92.2%、評価はBとしています。

目標得点には届きませんでしたが、新たに入賞する競技が増加する等、明るい材料もありました。

今後も、チーム大分が国体で安定的に天皇杯得点1千点を獲得できるよう、優秀な選手・指

導者の県内回帰・定着を図り、中長期的な戦略の下、競技力向上対策を進めます。

続いて、令和元年度行政監査の結果について説明します。

お手元の令和元年度行政監査・包括外部監査の結果の概要の1ページを御覧ください。元年度は2監査テーマ及び目的にあるように、公金収納事務についてをテーマとして実施されました。

教育庁については、検討事項として九重青少年の家使用料及び釣銭資金の交付の2項目について御指摘を受けました。

2ページをお開きください。改善・検討事項の上から2番目、九重青少年の家使用料については、施設利用者が速やかに施設の使用を開始できるよう、領収書の発行方法について検討するようとの御指摘でしたので、領収書の記載事項等を簡素化することで発行事務の時間短縮を図りました。

3ページの一番下、釣銭資金の交付については、公金の適切な管理という観点から、県立学校において釣銭交付を受けることを検討するようとの御指摘でした。

これを受けて、証明手数料や生産物売払収入等、現金を収納することで釣銭が必要となる全ての県立学校で釣銭資金の交付を受けることとしました。

今後も、公金の適正管理に努めるとともに、行財政改革の中で検討が進められている行政手続の電子化についても、教育委員会として改善に取り組みます。

続いて、包括外部監査の結果について説明します。

5ページをお開きください。元年度は、3監査テーマ及び監査対象にあるように、県民利用施設の管理運営に関する財務事務の執行についてをテーマとして実施されました。

教育庁に関する内容については、23ページから25ページに記載があります。

県立図書館、香々地・九重青少年の家及び埋蔵文化財センターについて、改善事項1項目、勸奨事項12項目の指摘を受けたので、主なも

のを説明します。

まず、23ページが一番上、県立図書館の視聴覚ホールの有効利用については、年間を通した有効活用について検討されたいとの御指摘でした。

今後は郷土資料映像等、コンテンツの充実を図り、活用機会の充実を図ります。

24ページ一番上、第三者委託の業務の実施確認については改善事項となります。

受託者に対して、業務実施報告書に、再委託先を明示するよう徹底しました。

上から3番目、香々地及び九重青少年の家2施設の存続の将来検討については、県として施設を保有し続ける必要性について検討するべき、との御指摘でした。

本県の青少年の家では、不登校、ネット依存の児童等を対象とした事業を実施しており、今回の包括外部監査でも一定の評価をいただいています。今後も、人口動向や求められる役割等を再確認し、施設の在り方について検討を行います。

説明した改善・勸奨事項に加え、全ての勸奨事項について、検討、改善を行い、今後も施設の有効活用、利用者の視点に立った施設運営を行います。

以上で私からの説明を終わります。なお、各課の決算状況については、担当課長から説明します。

**山上教育財務課長** まず、教育委員会所管に係る令和元年度歳入歳出決算の主な事項について説明します。

お手元の令和元年度決算附属調書の7ページをお開きください。歳入決算額の予算に対する増減額についてです。教育費国庫補助金が2億8,853万1,338円の減額となっています。

これは、減収となったものの中から2番目公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金における県立学校ICT活用授業推進事業費の繰越明許等によるものです。

21ページをお開きください。不用額についてです。上から4番目小学校費が1億1,00

8万402円となっています。

これは、小学校教職員の給与費及び旅費が見込みを下回ったことによるものです。

また、中ほど、15番目の支援学校費が1億1,038万1,370円となっています。

これは、支援学校施設整備事業費の工事請負費等が見込みを下回ったことによるものです。

次に、24ページをお開きください。収入未済額についてです。科目欄の下から2項目の貸付金元利収入の人権・同和教育課分が1億679万643円となっています。

これは、さきほど教育長からも御説明した地域改善対策奨学金貸付金について、返還義務者の生活困窮等により、収入未済となったものです。

決算附属調書の説明は以上です。

続いて、歳出決算の主な事項について説明します。

お手元の令和元年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の301ページをお開きください。令和元年度歳出決算総括表ですが、教育委員会に係る予算の款・項は、表の左にあるように、第3款福祉生活費の第2項児童福祉費、第10款教育費の第1項教育総務費から第6項大学費を除く第8項保健体育費までの七つの項、さらに、第11款災害復旧費の第3項県立学校施設災害復旧費です。

表の一番下の歳出合計で見ると、左から2列目予算現額欄にあるとおり、予算額1,152億8,420万9,122円に対して、決算額は、その右側支出済額欄のとおり、1,130億5,483万4,139円となっています。

**中村教育改革・企画課長** 教育改革・企画課所管分のうち、主なものを説明します。

303ページをお開きください。第1項教育総務費第1目教育委員会費は、教育委員5名分の報酬や、教育委員会の運営等に要した経費です。

次のページをお開きください。一番下、第4目教育指導費の公立学校等臨時・特別入学支度金給付事業費は、令和元年度3月補正予算で成立した2億7,359万9千円を全額繰り越し

たことから、決算額が0円となっています。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、非常に不安も大きい中、新入生として新たな学校生活をスタートする児童生徒の精神的負担の軽減及び学習意欲の醸成を図るため、新年度からの学習準備などに活用できる商品券を交付したものです。

**渡辺教育人事課長** 教育人事課所管分のうち、主なものを説明します。

306ページをお開きください。第3目教職員人事費の左から2列目事業別決算額欄一番上、2,823万3,496円小・中学校人事管理費は、小・中学校の病気休暇取得者等に代わる職員の派遣、訴訟に係る弁護士への委託や賠償金に要した経費です。

その下、9,467万1,784円県立学校人事管理費は、県立学校での賃金職員等の配置、教員採用選考試験の実施、県立学校教職員の人事異動事務等に要した経費です。

**山上教育財務課長** 教育財務課所管分のうち、主なものを説明します。

314ページをお開きください。第4項高等学校費第2目全日制高等学校管理費の事業別決算額欄2番目、21億6,687万9,938円就学支援事業費は、全日制高等学校（本校38校、分校2校）の授業料に充てるための就学支援金の支給等に要した経費です。

316ページをお開きください。上段の第5目学校建設費の一番上、20億7,006万2,095円の高等学校施設整備事業費は、安全・安心で快適な教育環境の確保を図るため、高等学校の大規模改造工事等に要した経費です。

**阿部福利課長** 福利課所管分のうち、主なものを説明します。

319ページをお開きください。第2目事務局費の一番上、4億4,979万3千円児童手当費は、児童を養育している教職員に対し支給した児童手当などです。

その下、第6目恩給及び退職年金費の6,304万131円恩給費は、恩給及び退職年金受給者6人、扶助料受給者48人、合わせて54人に支給した恩給などです。

**簗田学校安全・安心支援課長** 学校安全・安心支援課所管分のうち、主なものを説明します。

321ページをお開きください。第4目教育指導費の一番上、1億7,294万2,798円いじめ・不登校等未然防止対策事業費は、いじめ等の問題行動や不登校を未然に防止するため、地域児童生徒支援コーディネーターの配置や、大分県いじめ問題子どもサミット等の開催に要した経費です。

次のページをお開きください。第1目保健体育総務費の一番上、267万6,320円学校防災教育推進事業費は、安心・安全な学校づくりの推進や、児童生徒を災害の脅威から守るため、より実践的な防災教育や避難訓練の実施に要した経費です。

**内海義務教育課長** 義務教育課所管分のうち、主なものを説明します。

次のページを御覧ください。第2項児童福祉費第2目児童保護費の2番目、1,258万8,760円保育の資質向上事業費は、多様な保育サービスを充実させるため、保育士等に対する専門研修に要した経費です。

次のページを御覧ください。第4目教育指導費の一番下、1,066万9,427円幼児教育推進体制充実事業費は、幼児教育施設における幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーの派遣等、園内研修の支援や幼小接続に関する研修等に要した経費です。

**友成特別支援教育課長** 特別支援教育課所管分のうち、主なものを説明します。

次のページを御覧ください。第4目教育指導費の一番上、1,261万40円特別支援教育振興事業費は、障がいのある子どもたちの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進を図るため、指導力向上や医療的ケア実施体制の整備等を行うとともに、教育支援体制の整備に要した経費です。

上から7番目、2,750万5,952円特別支援学校キャリアステップアップ事業費は、特別支援学校生徒の一般企業等への就労を促進するため、卒業生を県立学校で雇用し、労働習慣やスキルの獲得を支援した経費です。

**三浦高校教育課長** 高校教育課所管分のうち、主なものを説明します。

326ページをお開きください。第4目教育指導費の上から3番目、1,194万4,745円グローバル人材育成推進事業費は、大分県グローバル人材育成推進プラン（第2ステージ）に基づき、世界に挑戦する力を育成するため、グローバルリーダー育成塾の開催や海外留学等の機会提供に要した経費です。

次のページを御覧ください。上から2番目、3,934万6,292円大分の農林水産業を牽引する担い手育成推進事業費は、本県の農林水産業を牽引する力強い担い手を育成するため、先進的な農業者や大学等と連携し、農林水産高校生を対象とした実践的な研修等に要した経費です。

**後藤社会教育課長** 社会教育課所管分のうち、主なものを説明します。

331ページをお開きください。第4目図書館費の一番下、5,772万7,990円資料整備事業費は、県立図書館の図書購入等に要した経費です。令和元年度は新たに1万5,976冊を購入し、蔵書冊数は120万4,777冊となっています。

次のページをお開きください。第6目社会教育施設費は、香々地及び九重青少年の家における管理運営や施設整備に要した経費です。

**川野人権教育・部落差別解消推進課長** 人権・同和教育課所管分のうち、主なものを説明します。

次のページを御覧ください。第4目教育指導費の一番上、200万7,550円人権の「授業づくり」推進事業費は、小、中、高等学校における人権の主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりの推進に要した経費です。

**木下文化課長** 文化課所管分のうち、主なものを説明します。

335ページをお開きください。第3目文化財保護費の上から3番目、6,143万1千円文化財保存事業補助事業費は、国及び県指定文化財の保存修理事業に対して、補助を行ったものです。

その二つ下、3,976万9千円大友氏遺跡土地公有化支援事業費は、大分市が実施している国史跡、大友氏遺跡の土地公有化事業に対して、補助を行ったものです。

**加藤体育保健課長** 体育保健課所管分のうち、主なものを説明します。

337ページをお開きください。2段目、第8項保健体育費第1目保健体育総務費の上から3番目、3,377万7,423円学校保健費は、児童・生徒の健康管理と薬物乱用防止教育等の学校保健指導に要した経費です。

339ページをお開きください。第2目体育振興費の一番下、15億9,733万8,608円県立スポーツ施設建設事業費は、昨年6月に開館した県立武道スポーツセンターの本体工事等に要した経費です。

**森副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が2名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

**猿渡委員** まず、事業別説明書の321ページ、いじめ・不登校等解決支援事業費とスクールソーシャルワーカー活用不登校等対策事業費をあわせての質問ですが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーはどのような資格を持っている方か、労働条件はどうなっているか。少なくとも、リーダー的な職員は正規化が必要と考えますが、どうでしょうか。

もう一つは325ページ、特別支援教育振興事業費、特別支援学校の医療的ケアが必要な児童生徒に対する対応を聞きたいですが、一つ目に、看護師の配置状況はどうなっているか、看護師が1人配置の場合、その職員が休みの際はどうか。

二つ目に学校行事の際の対応や通学支援の状況はどうなっているか、御答弁ください。

**簗田学校安全・安心支援課長** まず、私からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて答えます。

スクールカウンセラーは、公認心理士、臨床心理士、大学教授等の資格を有する者に加え、教育相談などの経験がある者を配置しています。

勤務は、1校当たり週1日4時間、年間35週を基本とし、スクールカウンセラーの多くは複数の学校を兼任しています。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士、精神保健福祉士、いずれかの資格を有する者で、勤務は1日6時間、週当たり2日、年間48週を基本とし、教育委員会や拠点となる学校から派遣する形で対応しています。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーはともに会計年度任用職員になります。

これまでスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに配置拡充しており、全ての学校をカバーする体制を敷いています。

また、他のスクールカウンセラーに指導助言するスーパーバイザーを平成24年度から教育事務所管内ごとに配置し、今年度は11名がスーパーバイザーとしてスクールカウンセラーの中心的役割を担っています。

スクールソーシャルワーカーも、今年度から本庁に2名のスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーを配置し、体制整備を図りました。

現在、国でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査・研究が行われており、こうした動きを注視しながら、今後対応していきたいと考えています。

**友成特別支援教育課長** 看護師配置について説明します。

看護師の配置にあたり、医療的ケアの行為別必要時間数に応じて人数を算出し、看護師を配置しています。

令和元年度の看護師配置は、分校を含め、全特別支援学校16校に22名を配置し、このうち、看護師配置が1名の学校は13校あり、看護師が休みの場合は保護者に来校していただき、医療的ケアの対応をお願いしています。

また、運動会等学校行事の対応は、児童生徒の学習活動に影響がないよう看護師の勤務を学校行事に合わせるなど対応しており、看護師の

対応ができない場合は保護者をお願いしています。

また、校外学習は、学校とは異なる状況の中での安全な医療的ケアの実施を考慮し、原則保護者の付添いをお願いしています。

さらに、通学支援の状況は、児童生徒の安全・安心を第一に、登校時、医療的ケアで使用する器具が全部そろっているか、また健康状態の確認をしており、原則保護者に送迎をお願いしています。

**猿渡委員** スクールカウンセラーのところで、臨床心理士や大学教授等経験がある方という答弁でしたが、これは大変な資格だと思います。大学院を出ないといけないとか更新とかあるかと思いますが、そこら辺をもう少し教えていただきたいのと、さっき言われたような勤務時間で、月収はどの程度の金額になるか教えてください。

それと、看護師の配置、医療的ケアの子どもについてですが、1人配置のところが13校で、この看護師が休む場合は保護者が同伴、また、保護者が同伴できない場合はお休みせざるを得ないと耳にしています。それは教育の機会を保障するという点でどうなのか。働いている看護師自身も休みづらいこともあるし、看護師が休む場合には代替の看護師を配置することが必要かと思います。

また、通学に対しても、保護者の負担が非常に大きいと思います。その点も今、医療的ケアが必要な子どもが増えているので、今後に向け、対応の充実が必要と思いますが、どうでしょうか。

**箕田学校安全・安心支援課長** まず、スクールカウンセラーの資格の件です。

心理の専門の大学院を2年終え、公認心理士の試験を受け、合格した場合に心理士になります。特に、更新という手続はありません。

まず、報酬は、1時間の単価が4,350円、今年度少し報酬の単価を上げました。

それと、時間数の多いスクールカウンセラーは、期末手当も会計年度任用職員として対象になる方もいます。

スクールカウンセラーは事情があるので、ほかの病院関係の業務と兼任されている方や学校をメインにやられている方でそれぞれ時間数が違うので、トータルの時間で報酬が異なっている状況です。（「いくらぐらい」と言う者あり）多い方で30万円近くあると思います。

**友成特別支援教育課長** まず、各地域の特別支援学校で医療的ケアを受けることができることを考え、日常的に医療的ケアが必要な幼児、児童生徒が1名でも在籍していれば、看護師を配置している状況です。

特別支援学校数における看護師配置の割合は、九州管内でも94%で一番高い数値です。他県では、居住地から離れていても医療的ケアが必要なため、看護師を配置する学校へ就学をしているケースも少なくありません。

また、医療的ケアを実施するため、まずは安全・安心な医療的ケアの実施を目的に保護者と学校が連携しながら進めています。

特別支援学校の幼児、児童生徒の医療的ケアの方法が一人一人細かく異なっており、手技を理解し、実施するに至るまで非常に時間を要することを理解ください。

実施にあたり個別の実施マニュアル、個別の緊急対応マニュアルを作成するとともに、安全に実施するために、看護師が何度も保護者に仕方を確認し、お互いに安全に進められると確認した上で実施しており、場合によっては、その作業が数週間になることもあります。

訪問看護ステーション等に委託する方法も考えられますが、看護師が替わることにより、日々の子どもの安全状態の把握や細かな手技の確認ができず、安全な医療的ケアを実施するのが非常に難しいと考えます。

また、地域によって幼児等に対応する訪問看護ステーションの数に差があるのも現実です。現状では看護師を増員して派遣することは難しいと考え、今後も必要に応じて看護師を配置し、学校と保護者等で連携しながら、安全な医療的ケアを進めていきたいと考えています。

**猿渡委員** 大学院を出て、試験を受けてという臨床心理士等の大変貴重な資格と経験に見合う

報酬かというところ、そうではないと思います。スーパーバイザーの方も正規ではないので、せめてスーパーバイザーと中心メンバーは正規化が必要だと重ねて申し上げます。優秀な人材がほかのところに行ってしまうのではないのでしょうか。しっかりした優秀な人材に経験をいかし、長く学校で働いていただくためにも正規化、待遇の改善が必要だと思うので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それと、看護師の配置については、他県の状況等も分かりましたが、医療的ケアが必要でない障がいを持つ子どもに関しても、状況によっては、行事への保護者の付添いがあるのではないですか。そういう点も含め、今後、改善が必要と思いますが、もう一度、二つの点でお二人の答弁をお願いします。

**簗田学校安全・安心支援課長** 中心になる方は正規化をという話だったと思いますが、最初に答弁したように、今、国で常勤化についての調査・研究も行われており、その職責がどうか、常勤化した場合の職の在り方がどうかを調査・研究されているようなので、そうした動きを見ながら、今後検討していきます。

**友成特別支援教育課長** 看護師は、通常、病院で勤務する場合、いろんな事象が起きたとき、困った場面では基本的には医師の指示を仰いで行動していることが多くあり、学校はそういうことができず、看護師自身も非常に不安を持って業務にあたっています。

また、現在配置している看護師の中にも、重度の子どものケアが今まで経験がなく、医療的ケアを実施するにあたり、十分に繰り返し練習しながら身に付けていくことから考えると、同じ方が継続してやっていくことが安全上、非常に必要なことと捉えており、そのような環境をつくっていききたいと思います。

それから、スクールバス等の利用は、器具が一つもないと医療的ケアは実施できないので、登校してから一つ一つの器具があるか確認し、その日の健康状態といったものを十分保護者と看護師で話をし、その上で医療的ケアを実施しています。そういったことから今、保護者送迎

で登下校をお願いしています。

**浦野委員** 事業別説明書の325ページ、特別支援学校就労支援事業費について質問します。

この事業は、長期総合計画の実施状況についての260ページ項目24の事務事業評価は残念ながら、一般の就労率が8.5ポイント低下でD評価とありますが、個々人の生徒の希望、生活環境、能力等の状況もあるので、一概に数字だけで判断できない要素もたくさんあると思います。例えば、外部の事業者や地域との関係が変われば、もしかすると数字が変わる可能性もあるかなと思います。

そこで、事業者や地域との協力関係も含め、どのような課題があったと考えるか教えてください。

**友成特別支援教育課長** 昨年度、高等部3年時点で一般就労を希望した生徒が62名おり、そのうち、実際に就労できた生徒は32名でした。

このように一般就労が低下した要因は、生徒が企業に求める労働の質や量に至っていないことが考えられ、生徒の希望をかなえるため、高等部3か年の系統的なカリキュラムの確立と組織的な進路指導に向けた改善が必要と考えます。

また、昨年度、就労支援アドバイザーの職場開拓により、知的障がい者の雇用の可能性のある企業を75社開拓できましたが、通勤方法等の問題や個々の特性に応じた業務内容のマッチングなどで就労に至らない事例も生じました。早期から進路指導、マッチングの充実が必要と考えます。

加えて、一般就労を希望する生徒の割合も平成30年度、令和元年度と2年連続して減少していることから、生徒本人や保護者の一般就労への意識向上が必要と考えます。

**浦野委員** 状況は分かりました。もちろん学校側、生徒側で努力して、いろいろ改善していかねばいけない部分もあると思いますが、周囲が変わっていかねば、就労の質の向上は実現できないと思います。

今回、新規開拓をし、協力してくれる事業者が増えましたが、実際、障がい者の就労とか体験就労を受け入れている企業の話聞いたこと

があります。きっかけがあつて障がい者の就労に関心を持って、そこから実際に雇うまではそれなりの時間がかかるわけです。いろんな事例を調べたり、準備もしなければならぬし、さきほど一般就労の希望自体が減少しているという話がありましたが、就労がうまくいった事例が増えてくれば、自分も一般就労を目指してみようという生徒も増えてくると思うので、そこは継続的な取組をお願いしたいと思います。

**友成特別支援教育課長** 1点、答弁の中でミスがありました。実際に就労できた生徒は32名とお答えしましたが、37名の間違いです。大変申し訳ありません。

**森副委員長** 通告のあった委員の質疑は終わりましたが、通告していない委員で質疑はありませんか。

**末宗委員** 主要な施策の成果の255ページ、とにかく違和感を覚えたから手をあげました。小学校でも中学校でも高校でもいいが、学力向上対策とあつて、偏差値34以下と出てきているが、私はよく知らなかったので、この沿革を教えてもらいたい。

さきほど偏差値34以下といたら何点ぐらいかなと思って調べたら、100点満点で22.5点と。学力向上を目指しているのに学力低下目標みたいなのを出してね、おかしな政策やと思ってるんやけど。

学力向上といたら、何点以上をみんなで目指して取ろうとか、それが当たり前の教育だが、低いのを目指し、どこにも通らん。要するに、私たちのときは30点以下は欠点よね。欠点の中の22点ぐらいを目標にしてね、教育委員会の沿革、文部科学省が悪いのか、大分県が悪いのか分からないが、そこら辺りのいわれから何から教えていただきたい。

**内海義務教育課長** 低学力層の割合は減少を目指している指標で、実施している学力調査において標準が7%なので、7%以下又は6%以下を数値目標として掲げています。（「まず、沿革を言って」と言う者あり）

低学力層は平成25年度においては8.7%でした。義務教育なので、低学力層の割合を減



らしていくのが大きな目標となっており、今、小中合わせ6.3%まで上昇し、いい傾向になってきました。

**末宗委員** 今の答えは義務教育課長よね。質問の趣旨は分かっているかね。学力向上対策で欠点を取るような点数を目標にし、それより少ない人というのは、おかしいのではという言い方をしたわけよ。文部科学省が言っているのか、大分県の教育委員会が言っているのか分からないが、目標の立て方、根本がおかしいと思うよ。私が質問しても、質問の趣旨も分からず答弁しているから、そこ辺りの教育の考え方、教育そのものが分かっているかと思って。

課長をされているから、先生出身だろうけど、そういう考え方が学校の先生は常識がないと言われる元にもなってくる。普通は学力向上というと、上を目指すよ。

教育長、最高責任者だから、学力向上が下の22.5点を目指していいか、それをどう思うか答えてもらいたい。

**工藤教育長** 今、末宗委員から偏差値34以下を目指すというのはどういう意味かという話でしたが、指標の立て方として数値だけをぽんと出すので、最初の説明で私は6%を目指すよ。数字だけで整理すると、どうしてもこういう形になり、大変な誤解を与え、申し訳ありませんでした。

学力向上になると、上はもちろんぐんぐん伸ばしていきたいが、なかなか基礎・基本が分からず低迷している子どもたちもしっかりカバーして学力を上げてあげないといけないので、まず我々は下位層をできるだけ減らすことを一つの目標にしています。そのため偏差値という、成績主義的に見えるかもしれませんが、分布の状況として低い方に行く率をできるだけ下げようという趣旨がこの中に入っており、底上げをし、上も伸ばすことで、全体の学力向上を目指していく制度です。

説明的でなく、見たときに違和感を与え申し訳ありませんでした。趣旨としては県全体の学力を少しでも底上げし、育ちをサポートしていきたいという考え方です。よろしくお願いま

す。

**末宗委員** 教育長からよろしくお願ひしますと、よろしくない、困ってしまうのだが。

大体勉強は上に引きずられる。今、県がやっているのは、下の目標にとどめて、これ以下にならないようにというのは、上の者が下の者に引きずられる可能性が十分ある政策よ。上に目標をつくれれば、上を目指してみんな下の者が上にいこうという意識が起こるが、その基本が教育委員会の内部で——さきほどから私は文部科学省がつくったのか、大分県の教育委員会がつくったのかと言っても誰も答えない。国の方針か、県の方針かも分からないが、目標はあくまでも上を目指すべきよ。下の欠点の22.5点を目指して教育が本当に——教育者として皆さん方はどう思うの。少なくとも、義務教育課長とか高校教育課長は教員の資格があるだろうから、それが本当に生徒のためになるのか、大分県の生徒が世界に羽ばたく、世の中に出て羽ばたくような教育になっていくか、そこ辺をもう一回。

**内海義務教育課長** 当然学力向上を目指していますが、この指標のほかに全国調査の平均正答率との比較を一つの指標にしており、両方とも全国よりも上になっています。

今年行われませんでした。全国で毎年行われている学力調査で、常に上位に位置している秋田県の状況を見ると、上位層がそんなに厚いのではなく、下位層が薄い、つまり、平均的に底上げされ、全国1位の成績を取っています。秋田県と比べたとき、大分県は下位層がやや厚めだったので、習熟度別指導等を導入し、まず下位層の底上げを狙ってきたところです。

当然、全国でどのくらいの位置にあるか確かめながら行っています。その結果、10位以内といった目標を掲げることができるところまで学力は向上してきたと考えています。（「文部科学省から……」という者あり）

**中村教育改革・企画課長** 学力向上に関する施策の方向性ですが、今、大分県の取っている方向性が文部科学省の言う方向性とそごを来しているのではないと考えています。

文部科学省で学力向上を図る際、全国だけでなく、国際的な比較でPISA調査がありますが、PISA調査の中で日本の直近のデータが令和元年12月に出ています。例えば、数学や……（「偏差値34はどちらの方針か」と言う者あり）偏差値34以下、低学力層を減らしていこうという方針は大分県の学力向上に向けた一つの指標ですが、県の方針と理解していません。

**米持教育次長** 一つ付け加えさせてください。

平成18年12月に教育基本法が改定されたとき、国で義務教育はどうあるべきかの議論がされました。このときの結論が全ての子どもを基準以上に持っていきようにしよう、それが義務教育の役割であると規定されました。それで教育基本法が定められ、学力調査を全国で行うようになりました。つまり、子どもたちの状況をちゃんとはかって、全ての子どもたちがこの基準以上にいくように全国で頑張ろうというのが全ての基本です。

だから、私たちはそれを見たとき、下位層にいる子どもたちを徹底してなくさなければならぬところに着目し、今、委員御指摘のように、上位の子どもを無視するわけではなく、方法として、上位の子どもを伸ばすことで、下位の子どもを伸ばすことも教育にとって大事なことで、両方見ていながら、全ての子どもを基準以上に持っていきというのが大きな流れです。

**三浦委員** 今年度、コロナウイルスの影響で学校の先生及び子どもたちのメンタルヘルスはこれからはっきり注視していただきたいと思うし、来年度に向けても、施策を展開する点があれば、しっかり反映していただきたいとまず申し添えます。

そういった中、コロナも現時点では県内でも落ち着いてきていますが、まだまだ予断を許さない状況です。

私はずっと野球をやっていたので、今年は全国高等学校野球選手権大会——甲子園につながる大会は残念ながらできませんでしたが、県内独自での開催ができ、とても感謝しています。また、今、既に新チームに移行し、高体連だけ

でなく、中体連も体育保健課が関わりを持っている部署だと思うので尋ねたいと思います。

中体連の関係で、新型コロナウイルス感染拡大防止ガイダンスを発表し、状況に応じては保護者の応援もオーケーというガイダンスを9月4日に出しています。9月5日に高体連新人戦がスタートし、現在も行われている中、保護者の応援は、中体連はオーケーで高体連はだめだと、戸惑いを感じている保護者もかなりおられるのが現状です。私のところにもそういう声が寄せられています。

体育保健課として、そういった状況、夏までの高校3年生、中学3年生の苦しい思いをこういう状況の中で体育保健課はどう認識されているか、あわせて私が申した高体連や中体連の今の状況をどのように感じているか、お聞かせください。

**加藤体育保健課長** 御指摘のとおり、今回の夏はコロナ禍真ただ中で関係者の尽力等により、高校県体、そして中学校は県大会はできませんでしたが、郡市大会の開催にこぎ着けることができました。この大会の開催にあたり、中体連、高体連、県教育委員会をはじめとする関係者で万全の感染防止対策を徹底した上で開催します。そして、今回の新人戦です。まずは、中体連において、県大会が今回できなかったのも、何とか県大会を実施したいと、中体連でさきほど御指摘のあったガイダンスを設定し、大会の開催にこぎ着けました。

高体連においては、今回、県大会を夏に開催した経緯の中で、開催に向け、細心の注意を払う労力が非常に大きかったこともあり、しかも、新人戦の実施要綱を策定するときに第2波真ただ中だったという状況の中、保護者については原則無観客という実施要綱を策定したと聞いています。

ただ、高体連では、現在の感染状況を十分考慮した上で、各競技専門部に対し、原則無観客から保護者等の観戦の規制緩和に向け検討を開始すると聞いており、そのような方向性で大会開催に向け準備しています。

**三浦委員** ありがとうございます。高体連もし

っかり保護者の方が応援できる環境づくりの整備で、非常にありがたい答弁だったと思います。

来年度以降もこういった形にせよ、しっかりとしたある程度のガイダンスを定め、中体連、高体連が一体的に――重なる競技も多々あると思うので、統一性をもつことが保護者の皆さんも分かりやすく、こういった指摘が上がらないと思いました。

来年2月7日までが新人戦と聞いているので、しっかりと緩和され、保護者も自分の子どもたち、そして高校の応援ができる体制づくりをぜひ引き続き後押ししていただきたいと思います。ありがとうございました。

**尾島委員** 事業別説明書326ページ、施策の成果は277ページ、地域の高校魅力化・特色化推進事業についてです。

最初に、施策の成果の中で活動指標、地域に出向いた高校生延べ人数の目標が4,650人に対し、7,462人という実績が上がっていますが、これはどういうことか説明いただきたい。

それから、成果指標で令和元年度の欠員数は181人で設定されていますが、どういうことか、説明願います。

**三浦高校教育課長** まず、地域に出向いた高校生の延べ人数は、学校の外に出て、いろんな活動を高校生が行った人数を全部合計したものです。

地域のイベントに高校生が出向き、いろんな活動をしますが、延べ人数なので、当然同じ生徒が2回、3回出ていることもあります。それを合計した人数です。

それから、欠員状況の181名は、中学校の卒業生の数の減少、また、高校入試の際の私立高校の就学支援金等の金額が安くなったところもあり、欠員になったものです。

**尾島委員** 地域の学校は選べる学校づくりとして、ずっと前からこうした取組をされていることを大変評価したいと思います。

特に、地域の多くの方が地域の子どもたちは地域で学び、地域で育ててほしいという思いを持っている中、現状は説明にあったように少子

化の真ただ中で、全県一区の状況もあり、どうしても進学等を考え、少し上の学校を目指したいこともあり、地域が取り残されている状況はなかなか脱却できないと思います。様々な取組を行っていただいているのですが、現在、こういった事業により、教育委員会としても定数が30人とか35人という配慮をいただいていることにより、何とか踏みとどまり、定員確保に歯止めをかけていることが実態かと思えます。

そういう意味で、今後、成果の評価を見てもDとあるように、目標は高いほどいいですが、現実とかけ離れた目標を設定することで、達成できない事業が生まれます。やはり現状をしっかりと分析し、非常にいい成果でありながら、評価で見ればDという結果になるから、頑張った苦労も報われなと思います。

私が言いたかったのは、成果指標を見直し、最終的には事業が評価されるような指標にすべきではないかと思うので、その辺の考え方があれば教えていただきたいと思います。

**三浦高校教育課長** 地域の魅力化・特色化の事業について、各学校は生徒たちを中心に非常に頑張っている状況です。

高校入試の定員策定は、従来どおり、全県の中学校3年生の人数等の増減をしっかりと参考にし、状況を見て策定していきたいと思います。

**森副委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** 事前通告が2名の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

**守永委員外議員** 2点お尋ねします。

まず一つが職員の時間外勤務の縮減について、教育委員会の給与費は資料の中にありますが、県予算は、県教委各課と県立学校の職員以外に県教委から関与できる部分、小中学校の職場実態等にどれだけ関与できるかも非常に気になりますが、その状況、あと職員の時間外勤務の実態把握の状況と課題をどのように捉えているか伺います。

もう一つが発達障がいのある子どもの学び支

援事業についてです。

決算事業別説明書の325ページと施策の成果は261ページに合理的配慮説明会の受講者を記載されていますが、当事者の保護者だけの参加か、当事者に限らず、呼びかけての参加か、その状況を教えてください。

また、医療機関との連携はどのようにされているか、課題等があれば教えてください。

**渡辺教育人事課長** 教育総務費で事務局職員費を計上しています。また、小学校、中学校については、県費負担教職員という制度の下にやっており、小中学校費の中で教職員の人件費を計上しています。また、高等学校費、特別支援教育費でそれぞれ学校現場の教職員分を計上しています。

職員の時間外勤務の実態把握の状況は、時間外勤務手当が支給される事務職員等と時間外勤務手当が支給されない教員等では異なっています。

事務職員は、事務局同様、勤務時間管理システムにより把握しています。学校現場の教員は、全ての県立学校でタイムレコーダーにより把握しています。

市町村立学校の教員については、市町村教育委員会がICTの活用等により、適正な勤務時間管理に向けた環境整備を進めています。

勤務実態の把握の課題としては、教育庁と県立学校の事務職員等は、所属長が命令した時間外勤務時間とシステムによるパソコンの稼働時間に乖離が見られる点があるため、所属長による事前命令、事後確認の徹底、業務量の平準化などにより、一層の勤務時間の適正管理と長時間労働の縮減に努めていきます。

また、現在、現場の教員は、長時間労働の実態が見られることから、県で定めた上限方針に定める時間外在校等時間を踏まえ、教員の意識改革を図るとともに、市町村教育委員会とも連携し、外部人材の活用、校務分掌の見直しを積極的に行うことなどにより、長時間労働の縮減に取り組んでいきます。

**友成特別支援教育課長** 合理的配慮説明会について説明します。

合理的配慮説明会は、発達障がいのある子どもに対する合理的配慮の理解、啓発を目的に、県内6か所で実施しました。参加者は、特別支援学校を除く全ての学校に在籍する子どもの保護者や教職員に案内を出しました。また、県教育委員会のホームページに掲載し、広く周知し、保護者のみならず、福祉関係の職員や発達相談専門員など、障がいのある子どもたちに関わる関係機関職員の参加もありました。

医療機関との連携については、昨年度、7名の医療従事者を専門家チーム員として任命し、障がい特性のアセスメント、子どもの特性の理解等を目的に小中学校等へ派遣しました。

さらに、本事業ではないですが、合理的配慮推進事業により、県内7か所で年2回、専門家チームによる相談会を実施し、小中学校等からの相談にも応じています。

課題としては、今後、発達障がいを含めた障がいのある児童生徒の特性等を早期に把握するため、医療機関とのさらなる連携強化を図っていきたいと思います。

**守永委員外議員** 時間外勤務については、給与と直接つながりがない職場については実態の把握がなかなか難しいのではないかとイメージを持っており、給与に反映されないから、この時間で打ち切っておこうといったことがあると、なかなかつかみづらいこともあり、また今年の場合は、コロナの影響で学校を閉鎖している間が不規則的に発生した状況があるので、2019年度の会計年度における実態を見たとき、1年間の詳細把握ができたか非常に気になるところです。

いずれにしろ、そういった状況も配慮しながら、今後、長時間職場に縛られない、もっと子どもと向き合う時間を確保でき、同じ時間の中でもどれぐらいのウエイトで子どもと直接接することができるかという観点でもぜひ見てほしいと思いますが、その辺の状況把握の在り方について何か考えがあれば教えてください。

それと、発達障がいの合理的配慮について、特に発達障がいに限って言えば、非常に理解しづらい部分が多々あると思います。それをケー

ス・バイ・ケースの状況で、100人いれば100人多様に症状も違うので、系統立った学びは難しいかもしれないです。ここに350人の実態があることは、1会場に平均60人来ていると思いますが、さらに広げ、学校現場で先生方もきちんと理解し、さらに保護者の方々もきちんと理解した上で、底上げを図られる形に持っていけるかどうか重要と思いますが、その辺の今の状況を教えてください。

**渡辺教育人事課長** 職員の時間外労働の関係で2点ありました。

まず、給与に反映されない職員の把握です。

給与に反映されないのは、教員は教職調整額で時間外勤務手当の支給がないので、さきほど申したとおり、タイムレコーダー等で今把握しており、国も時間外在校等時間と新たなマニュアルを作り、時間外在校等時間についても、県として上限方針を用いながら、取組を進めています。

また、コロナ禍での実態という話がありました。4月、5月、学校が休業している部分はタイムレコーダーで見ても45時間超の職員はほぼいない状況になっていましたが、6月以降、学校が開始しており、その中で45時間超、また80時間超の時間外在校等時間を超える職員等もタイムレコーダーで把握しながらやっているので、6月以降の部分で実態を把握できていると考えます。

**友成特別支援教育課長** 合理的配慮については、子どもたち一人一人の配慮を最終的に反映していくのは授業の中だと捉えており、そういったものを授業に反映させていくためのツールの一つとして、個別の指導計画があり、今年度から個別の指導計画を充実させていくため、個別の指導計画推進員を県内に配置しました。特別支援教育推進員が各学校を回り、個別の指導計画の実施状況、それから授業への反映状況等を把握し、必要に応じて助言しながら、より充実した支援ができるよう進めます。

**堤委員外議員** まず、決算附属調書の35ページ、地域改善対策奨学金、さきほど教育長の説明で今年の決算の指摘事項も入ってきましたが、

状況はそう大きく変わっていないと思います。確かに子どもに罪はないですが、貸付け等がずさんだったのではないかと思います。その結果、収入未済額が1億円を超え、当初の奨学金の貸付けの際にいろいろある運動団体との関わり合いがあったかまず確認しておきます。常に粘り強くあたっていくと言われますが、回収についてどう考えているか伺います。

変形労働時間制の問題を若干聞きたいんですが、いよいよ来年度です。市町村教育委員会と現場の先生たちの意向等をいろいろ調査していると思いますが、現状はどうかお尋ねします。

**川野人権教育・部落差別解消推進課長** 地域改善対策奨学金は、大分県地域改善対策奨学金等貸与条例により規定された要件に基づき、事務局の書類審査を経て、厳正な審査のために設置された大分県地域改善対策奨学金等審査委員会において慎重に審議の上、適正に貸与者を決定したものです。

運動団体に関しては、本奨学金が給付制から貸与制に変わる際、制度の説明を行っています。

それに伴い、返還事務を開始する際は、県から対象者へ借用証書や免除書類等を求めることもあわせて運動団体に説明しています。

それから、収入未済金が多いという指摘ですが、この債権回収を強化してきたことにより、収入未済額は平成29年度以降令和元年度に至るまで毎年減少しています。

債権回収のため、督促状や催告書の送付、電話、自宅訪問による納付相談、納付指導に加え、保護者から奨学生本人へ連絡先を変更するなどの取組を行っています。

また、経済的困窮者に対し、市町村と連携して免除や猶予制度の活用を図っています。

今後もこのような債権管理を適切に実施することにより、滞納分の回収に向け、努力していきます。

**渡辺教育人事課長** 市町村教育委員会は、この変形労働時間制の導入等も含め、給特法の改正について昨年市町村教育長会議、また市町村の学校教育担当課長会議等でも制度の説明をし、小中学校においてもICTの活用等により客観

的に時間外在校等時間が計測できる環境整備が進んできている状況になっており、そういった計測等の結果についても市町村教育委員会等に了解をもらい、県に報告を求めながら対応しています。

また、学校現場の意向等については、今、県立学校は全ての校長の目標管理の中で働き方改革の項目を入れている中、学校現場の時間外の状況等について確認しています。

また、小中学校の学校現場等については、さきほど言いました市町村教育委員会等と連携して現場の声を聞いていきます。

**堤委員外議員** 地域改善対策奨学金貸付金の問題について、さきほど説明の中でも国庫補助金の返還事務等もあるのですね。これはもう少し説明していただきたい。

それと、昭和61年、会計検査院に大分県は指摘されているでしょう。問題点について、受給条件を変えているものと不適切な事実があると指摘されています。さきほどの課長の話によると、厳正な審査委員会で適切に審査をしたとされているが、会計検査院はそうではないと言っているでしょう。そこら辺のそごについてどう感じていますか。

**川野人権教育・部落差別解消推進課長** さきほど言いました昭和、かなり昔のことになるので、議員がおっしゃったところは、こちらに残っている書類の中で、その後、改めて県としては適正に判断して決定していると捉えています。

国庫補助事業ですが、国庫補助は3分の2が国、3分の1が県で事業を実施しており、それに基づき実施しています。

**堤委員外議員** 昭和61年の会計検査院の問題がごによごによという感じですが、それだけの指摘をされたのは、現在でもちゃんと文書で残っているわけで、別に時効とかではないから。そのとき指摘されたのがあるにもかかわらず、厳正に審査をしたと言われている。そのとき審査された状況を戻せとは——それは分からないですよ。現在、私も分かるわけではないから。

ただ、会計検査院でそういう指摘をされたことは、ある意味、ずさんな審査があったと認定

せざるを得ないわけ。そういうものに県の税金が投入され、結局、貸付けで焦げ付きが増えてきている状況だから、そこら辺を認識しておかないと、やはり今後の取立てという言葉は悪いが、そういう徴収事務も貸与ですから、きちんと返済してもらわないといけないから、そういうことにつながってこないと思います。その点はぜひ認識を強くしていただきたい。このようなずさんなことは、二度とないようにしていただきたい。

さっきの生活環境部でもこの問題を言いました。こういうことで税金を使うのは非常におかしいので、ぜひそこら辺の認識をしていただくよう重ねてお願いし、質問を終わります。

**森副委員長** ほかに、委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** なければ、本日の質疑等を踏まえて全体を通して、委員の方からほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。

それでは、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔委員外議員、教育委員会退室〕

**森副委員長** これより内部協議に入ります。

さきほどの教育委員会の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思います。特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

**末宗委員** さきほど言ったが、学力向上で学力が低いのを抑えるような政策ではなく、やはり学力向上である以上、上を目指す方針に転換してもらいたい。

**森副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** ただいま委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思います。

詳細については、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それではそのようにします。

以上で教育委員会関係の審査報告書の検討を終わります。

以上で、本日の審査及び6日から行ってきた部局別審査は終わりました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** 別がないのでここでお諮りします。

審査報告の取りまとめについては、本日までの委員会審査における執行部との質疑などを踏まえ、正・副委員長協議の上、委員会審査報告書の案を作成し、10月29日の委員会にてお諮りしたいと考えていますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、土居委員長とともに準備を進めます。

次回の委員会は、10月29日木曜日の午前10時から、第3委員会室で開きます。

以上をもって本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。